

神 川 町

環 境 基 本 計 画

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・気候変動適応計画

か けがえのない豊かな自然を

み らいにつなぎ

か がやく笑顔でいきいき暮らす

わ たたちの持続可能なまち

令和8年3月



神川町

本計画に包含する地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省 補助事業である令和6年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成された。



ご挨拶

本町は、豊かな森林や清らかな河川など、恵まれた自然環境のもとで発展してまいりました。これらのかけがえのない地域資源は、私たちの暮らしを支えるだけでなく、次の世代へと引き継いでいくべき大切な財産であります。



一方で、近年は地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響が国内外で深刻化しており、地域社会においても環境保全と持続可能な社会の実現に向けた取組みがこれまで以上に求められております。このような状況を踏まえ、本町では2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言いたしました。

本計画は、こうした背景のもと、本町の環境施策の基本的な方向性を示す指針として策定したものであります。町の自然的特徴や地域課題を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進、資源循環の強化など、環境と調和した地域づくりに向けた5つの基本目標を掲げております。また、人口減少や核家族化など社会構造の変化にも対応しながら、町、町民、事業者がそれぞれの役割を担い、連携して環境保全に取り組む体制づくりを進めてまいります。さらに、本計画では、未来を担う子どもたちへの環境教育の推進や、気候変動に伴う災害リスクへの適応など、持続可能な地域社会の実現に向けた総合的な施策を整理しております。

豊かな自然環境を守り育て、将来にわたり安心して暮らし続けることのできるまちを実現するためには、町民の皆様や事業者の皆様とともに、一步一步着実に取組みを進めていくことが重要であります。本計画の推進に当たり、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案をいただきました皆様に心より感謝申し上げますとともに、本町の環境保全と持続可能なまちづくりの実現に向け、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

神川町長 櫻澤 晃

目次

目次

第1章	計画の基本的事項.....	1
(1)	計画策定の背景.....	1
(2)	区域の特徴	4
(3)	計画の位置づけ.....	9
(4)	計画期間.....	10
第2章	温室効果ガスの排出量の推計、要因分析.....	11
(1)	区域の温室効果ガス排出量の現況推計.....	11
(2)	区域の温室効果ガス排出量の将来予測.....	13
(3)	再エネ導入ポテンシャル.....	17
(4)	森林による温室効果ガス吸収量	18
(5)	温室効果ガス排出量の削減目標.....	19
第3章	計画全体の目標	21
(1)	目指すべき将来像.....	21
第4章	基本目標に係る具体的施策.....	26
(1)	基本目標1：再エネ・省エネの推進.....	28
(2)	基本目標2：生活・自然環境の整備	32
(3)	基本目標3：循環型社会の形成.....	42
(4)	基本目標4：気候変動の対策	47
(5)	基本目標5：環境教育の推進	49
第5章	計画の実施及び進捗管理	53
(1)	実施	53
(2)	進捗管理・評価	56
資料編		
(1)	関係条例等.....	57
(2)	計画の策定の体制と経緯.....	65
(3)	アンケート調査	67
(4)	用語の解説	81

第1章 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

(ア) 気候変動の影響

近年は豪雨・台風・猛暑などの極端な気象が頻発し、世界各地で森林破壊、土砂災害、熱中症などのリスクが増大しています。令和3年（2021年）8月に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書では、人間の活動が大気、海洋及び陸域の温暖化に悪影響を与えていることが示されました。さらに、令和7年（2025年）1月、世界気象機関（WMO）の発表では、平成27年から令和6年（2015年から2024年）の世界の年平均気温が産業革命前（嘉永3年（1850年）から明治33年（1900年）平均）と比較して約1.5℃上昇したことが明らかにされました。

このような中で、神川町では、令和7年（2025年）7月、8月に36℃から38℃台を連日記録し、極端な猛暑を観測しています。本町は、丘陵や山地に囲まれているため昼夜の気温差が大きく、特に夏は日中の気温が上がりやすくなっています。そのため、地域産業の一つである農業においても、高温による収穫量の低下や品質の低下が懸念されています。また、森林資源が豊富である一方で、集中豪雨による土砂災害のリスクも存在し、町民の安全・安心な暮らしに影響を及ぼす恐れがあります。

これらの気候変動の影響は、人類の生活基盤を脅かす安全保障上の課題として認識されているだけでなく、町の基幹産業や生物多様性の損失、外来種の拡大、水質・大気の悪化などの幅広い領域にも直結するため、環境分野を一体的に捉えた総合的な環境施策が求められています。

(イ) 環境分野に関する国際的な動向

平成27年（2015年）12月のCOP21では、産業革命以前と比較して平均気温上昇を1.5℃以内に抑えるという目標が採択され、世界全体が長期的な脱炭素化に向けて取り組む重要な転換点となりました。また、気候変動問題は、生物多様性や資源循環など、環境分野全体に影響を与えていることから、環境分野全体で取り組みを進めることが必要とされています。

令和4年（2022年）12月には生物多様性条約COP15において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和12年（2030年）までに生態系の保全・回復を進めることが求められました。

また、同年11月以降、循環型社会への移行に向けて「プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）」の策定に向けた政府間交渉が継続的に行われています。

加えて、SDGsやESD（持続可能な開発のための教育）の普及を背景に、学校教育・地域

学習・企業研修を通じた環境教育・学習の推進が世界的潮流となっています。

こうした多面的な環境問題への取組みが進められる中、令和5年（2023年）11月のCOP28は、国際社会における気候変動への対応を更に強化する機会となりました。具体的には、世界で初めて化石燃料を段階的に削減することが明記されるとともに、令和12年（2030年）までに再エネを3倍、省エネを2倍導入する目標が設定されました。また、各国の進捗状況を世界で評価する「グローバルストックテイク」の初回評価が完了したことにより、各国の進捗と課題が明らかになりました。続いて、令和7年（2025年）7月には、国際司法裁判所が「気候変動対策は国家の法的義務である」と勧告的意見を出し、各国に対してより強力な対策が求められる方向性が示されています。

このように、持続可能な社会の実現に向けて、各環境分野が相互に関連しながら、環境問題への対策と連携の強化が求められる社会へと変化しています。

(ウ) 環境分野に関する国内の動向

国内においても、近年、気候や生態系、資源利用に関連する課題が連動して顕在化し、環境問題に対応していくために、複数の分野を横断した総合的な取組みが不可欠となっています。

日本政府は、令和2年（2020年）10月に「2050年までにカーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、令和3年（2021年）10月には、令和12年度（2030年度）に温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比で46%削減する目標を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

資源循環の分野では、令和4年（2022年）4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、資源循環の高度化や地域循環共生圏の形成を目指すこととなりました。

生物多様性の分野では、令和5年（2023年）3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、令和12年（2030年）に向けた自然環境の保全と持続可能な利用に関する国家戦略が示されました。

さらに、令和6年（2024年）5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、気候変動、生物多様性の損失、汚染という三つの環境危機を統合的に解決する方針が示され、環境分野全体を横断する施策の強化が明確に位置づけられました。

そして、令和7年（2025年）2月には「地球温暖化対策計画」の改定が行われ、令和17年（2035年）に温室効果ガスを60%削減、令和22年（2040年）に73%削減する中長期目標が掲げられています。

これらの国の政策を踏まえ、地方自治体においても、地球温暖化対策実行計画と環境基本計画、生物多様性戦略、循環型社会形成計画などを連携させた総合的な環境政策の推進が主流となっています。

(工) 神川町における環境問題に対するこれまでの取り組みや今後の取り組み方針

本町は、令和6年（2024年）3月に「2050年CO₂排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

目標達成に向けて「神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー認定制度」を設け、事業所と連携してゼロカーボンを目指す取り組みを始めています。

また、家庭における太陽光発電設備などの導入を支援する「省エネルギー設備等設置補助金」や消費電力削減を促進する「省エネ家電買換促進補助金」制度を設けつつ、「神川町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」により、安全性や周辺環境に配慮した太陽光発電設備の適正な設置を促しています。

さらに、資源循環の分野では、資源化可能な家庭ごみの回収イベントの定期的な開催や、「リサイクル活動奨励補助金制度」、「生ごみ処理機の購入補助制度」を設けるなど、町民の暮らしに寄り添った制度づくりを通して町民の行動促進を図っています。

そのほかにも、資源回収活動や環境イベントなどに子どもから高齢者まで幅広い世代が参加し、地域全体で環境意識を高める取り組みを進めています。

今後も、町、町民、事業者が一体となり、地域資源を最大限に活用した持続可能な社会の構築と、ゼロカーボンシティの実現に向けた具体的なアクションを推進していきます。

(2) 区域の特徴

(ア) 地域の概要

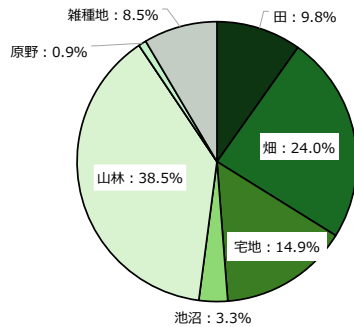
本町は、平成18年（2006年）1月1日に神泉村と合併し、新たな「神川町」が誕生しました。埼玉県北西部に位置し、神流川を挟んで群馬県藤岡市と接しています。町の南西部には山間地域が広がり、晩秋に可憐な花をつける「冬桜」で名高い城峯公園、清流神流川の景勝地「三波石峡」など美しい水と緑が広がる自然豊かな町です。



出典 埼玉県「令和06年(2024年)埼玉県統計年鑑」

図1-1 埼玉縣市町村表における神川町の位置

また、町域¹の約4割（38.5%）を山林が占めており、田（9.8%）・畑（24.0%）等を加えると、町の約8割が緑に覆われていることから、自然との共生が色濃く感じられる地域となっています。



出典 埼玉縣市町村課「土地に関する概要調書等報告書」

図1-2 地目別土地面積

¹ 地目別土地面積に基づき集計。国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」における本町の総面積は47.40km²であるが、地目別の集計には墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、鉱泉地等が含まれないため、総面積とは一致しない。

加えて、本町には、地域住民の憩いの場や子どもたちの遊び場として親しまれている公園が複数あります。神流川河川敷を活用した野外スポーツレクリエーション施設である、「神川ゆ〜ゆ〜ランド」では、木々に囲まれた散策路や親水ゾーン等が整備され、自然を身近に感じながら過ごせる空間となっています。また、かつて児玉郡市内のごみ処理施設として利用された清掃センターの跡地に整備された「新宿ふれあい公園」では、シバザクラ、ヒュウガミズキ、ユキヤナギといった数十種の木々や植物が植えられ、自然に囲まれた環境の中で、スポーツや散策を楽しむことができます。神流湖を望む高台に位置する「城峯公園」は、春から秋にかけて多くの花々が咲き誇り、特に晩秋から初冬にかけて、冬桜が見られるなど、季節毎の自然の美しさが魅力です。このように、自然に恵まれた公園が多く存在する神川町は、生態系の豊かさを実感できる地域といえます。

(イ) 気候概況

本町は、太平洋側気候に属し、四季の変化が明瞭であることが特徴です。冬には、北西からの季節風が強く吹き、晴天の日が多くなる一方で、空気は乾燥しやすくなります。夏は気温が高く、雷の発生が多いことに加え、ひょうが降ることもあります。特に、2018年7月23日には、本町の東側に位置する熊谷市で、当時の国内最高気温²となる41.1度を記録するなど、夏の暑さは非常に厳しいものとなっています。

表 1-1 令和6年（2024年）の本町近隣の気候

項目	寄居	熊谷	藤岡
日最大降水量 (mm)	111.0	91.0	116.0
1時間最大降水量 (mm)	65.0	45.5	78.0
10分間最大降水量 (mm)	17.5	23.0	21.0
日平均気温 (°C)	15.8	17.2	・・・
最高気温 (°C)	39.6	40.0	・・・
最低気温 (°C)	-6.5	-4.4	・・・
日照時間 (h)	2235.5	2278.1	・・・

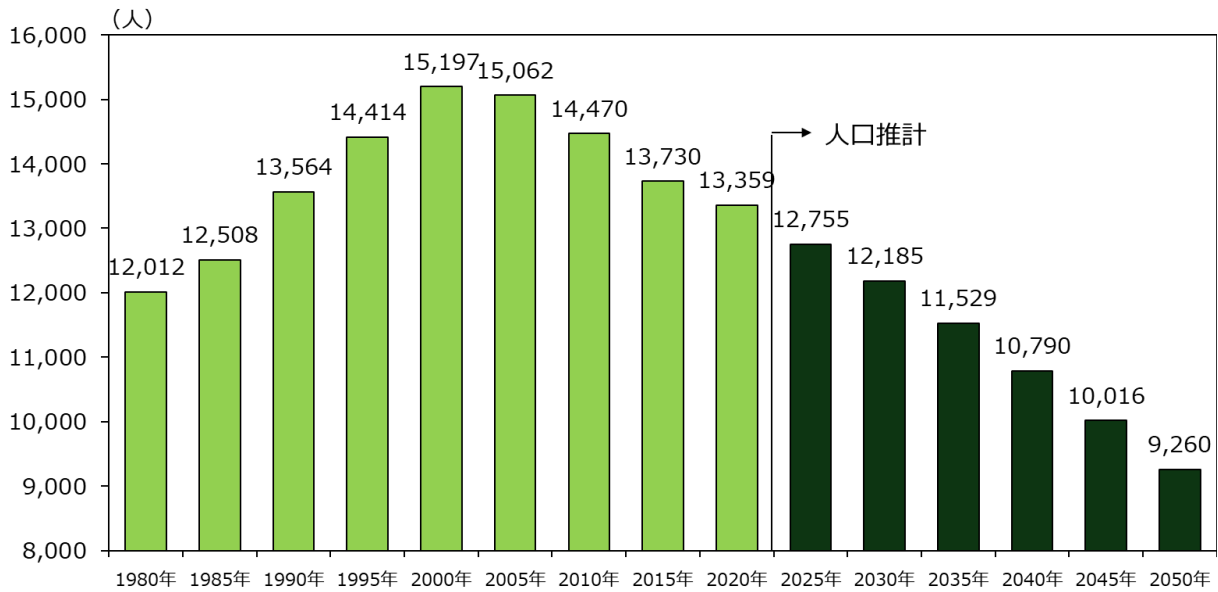
出典 気象庁「過去の気象データ検索_年ごとの値」

(ウ) 人口と世帯数

本町の人口は、国勢調査によると、平成12年（2000年）の15,197人をピークに減少に転じました。また、令和2年（2020年）の国勢調査の確定数を起点とした将来人口推計においても、今後更に人口減少が進み、令和32年（2050年）には1万人を下回ることが予測されています（図 1-3）。また、本町が集計している人口及び世帯数では、令和6年（2024

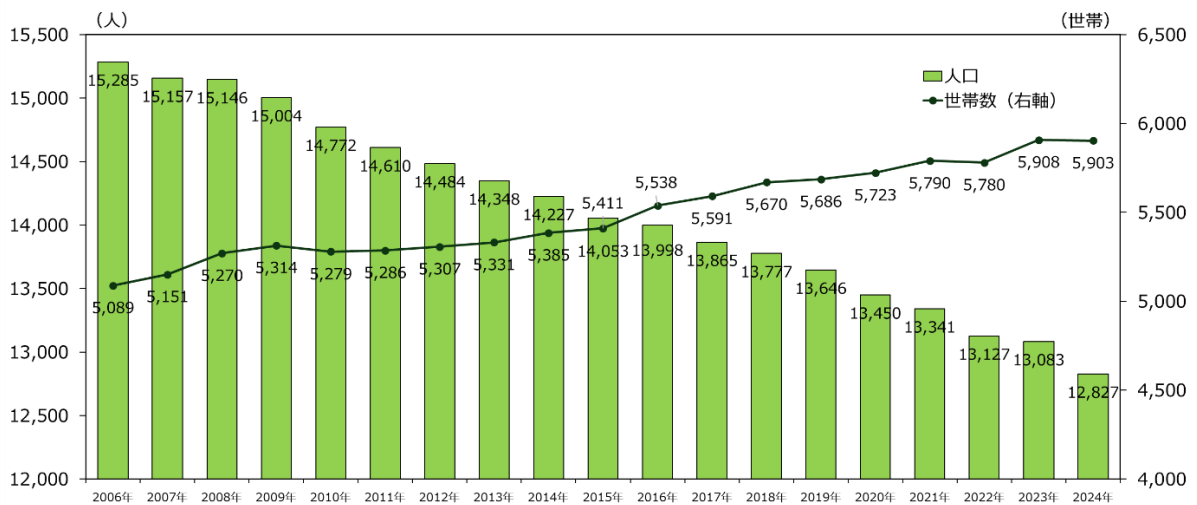
² 熊谷市では2025年8月に40.7°Cを観測している。なお、2025年8月現在の国内最高気温は、群馬県伊勢崎市の41.8°Cである。

年) 現在、人口は 12,827 人、世帯数は 5,903 世帯となっています。このように人口は減少している一方で、世帯数は増加しており、核家族化の進行や単身世帯の増加といった社会構造の変化がうかがえます(図 1-4)。



出典 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

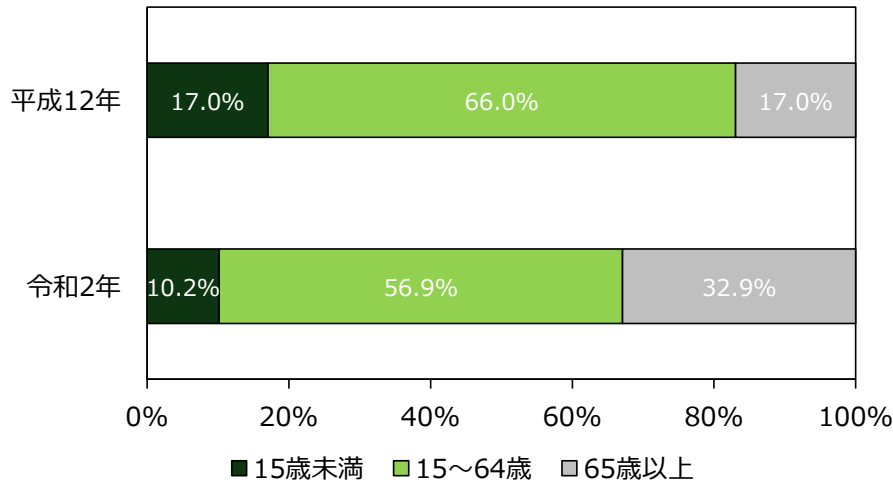
図 1-3 本町における人口推移及び将来人口推計



出典 神川町「神川町の人口推移」

図 1-4 本町における人口及び世帯数の推移

また、年齢区分別人口を見ると、15歳未満及び15～64歳が占める割合が大きく減少する一方で、老年人口(65歳以上)が占める割合が増加しています(図 1-5)。



出典 総務省統計局「国勢調査」

図 1-5 年齢3区分別にみた人口割合

本町には令和7年（2025年）現在、23の行政区が設けられており、そのうち、植竹と八日市に町民の約4分の1が居住しています。こうした人口が集中している地域では、人口は横ばいから緩やかな減少にとどまっている一方で、急速に人口減少が進んでいる地域もあり、町内における人口動態の二極化が顕著になりつつあります。

(工) 地域の産業の動向

本町は、都市近郊という恵まれた立地条件を生かし、各産業の調和と連携を重視した産業振興に取り組んできました。

農業分野では、担い手の確保・育成に努め、安定した生産の持続を図っています。また、本町では、梨が特産品となっており、その栽培の歴史は古く、明治時代に四軒在家で始められた記録が残っています。町の澄んだ水と肥沃な土壌、そして生産農家の高い栽培技術により、今日の梨栽培の発展をもたらしました。毎年、8月上旬から9月下旬にかけては、町内の国道や県道沿いに直売所が軒を連ね、季節の風物詩として多くの人々を楽しませています。栽培される品種は「幸水」や「豊水」が中心ですが、近年は、県内で限定生産されるオリジナルの品種「彩玉」も人気が高まっています（表 1-2）。

表 1-2 神川町で生産される主な品種

品種名	特徴	収穫時期（目安）
幸水（こうすい）	・もともとポピュラーな品種 ・酸味が少なく、甘い ・果肉が緻密でシャキシャキした食感が人気	8月初旬から8月中旬
彩玉（さいぎよく）	・みずみずしい甘さのジャンボ梨 ・埼玉県が育成した品種で県内のみで栽培 ・現在人気上昇中	8月中旬から8月下旬
豊水（ほうすい）	・サッパリした甘さとほどよい酸味 ・水分豊富でみずみずしく果肉はやわらかめ	8月下旬から9月上旬
あきづき	・サッパリした甘さとほどよい酸味 ・水分豊富でみずみずしく果肉はやわらかめ	9月上旬から9月下旬
新高（にいたか）	・晩生（おくて）梨の代表格 ・大きくて、甘く、香りもよい ・日持ちがよく、贈答用にオススメ	9月中旬から10月上旬
新興（しんこう）	・水分たっぷり甘みと酸味のバランスがよい ・日持ちがよく、贈答用にオススメ	10月上旬から10月中旬

工業分野においては、地元企業の育成を図るとともに、関越自動車道（上里スマートインターチェンジ、本庄児玉インターチェンジ）や上信越自動車道（藤岡インターチェンジ）へ容易にアクセスできる環境を生かしながら、工業団地の造成等を通じて企業誘致の環境を整えてきました。未活用の用地の利用等を進め、新規企業の誘致によるさらなる産業拠点の形成を図っています。

商業分野においては、まちづくりと一体となった商業地づくりを支援し、地域商店の持つコミュニティ機能を高めるよう努めています。また、町内における新規の起業・創業の支援及び既存企業の経営基盤の強化支援に加え、事業者ニーズに応える施策を推進し、町内商工業の活性化を図っています。

本町における業種別の事業所数及び従業者数をみると、製造業や医療・福祉分野に従事する人口割合が相対的に高いことが分かります。また、事業所数では卸売・小売業、建設業、製造業のウエイトが高く、地域経済の主要な産業構成を形成していることが確認できます（図 1-6）。

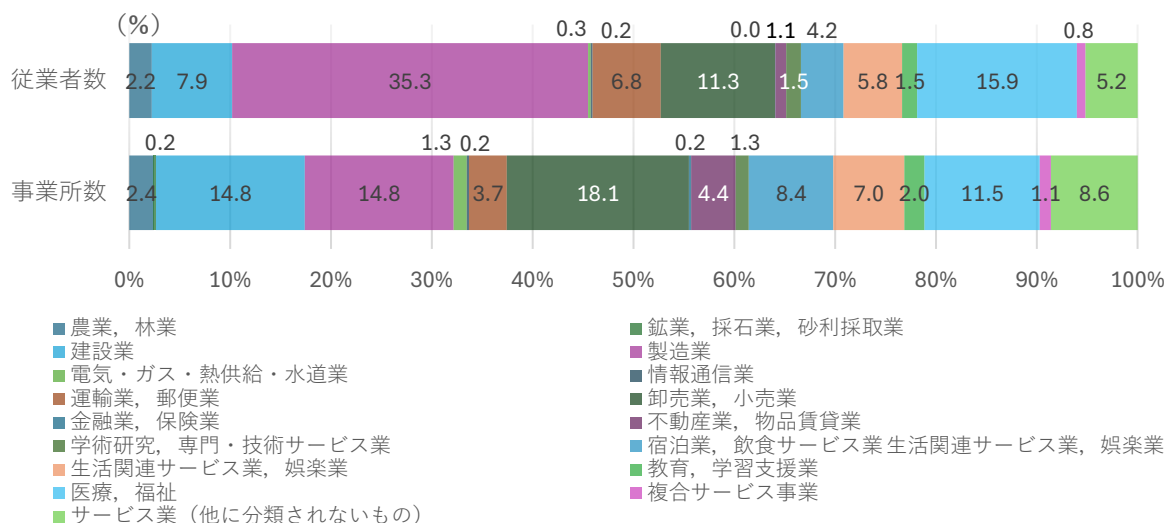


図 1-6 産業中分類別 事業所数、従業者数

出典 総務省統計局「経済センサス」

(3) 計画の位置づけ

「神川町環境基本計画」（以下、本計画という）は、神川町環境基本条例第9条に基づき定められた、町の環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進する上で基本的な計画です。また、町の最上位計画である「神川町総合計画」の環境分野におけるまちづくりの基本理念を実現していく計画としての役割を担います。

特に昨今の地球温暖化の影響を鑑み、本計画には「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、区域施策編という）と「気候変動適応計画」を内包しています。区域施策編は、町全域における温室効果ガスの排出削減を目的に策定する計画です。例えば、町・町民・事業者がそれぞれの役割を果たしながら、省エネ化や再エネの導入、持続可能な交通、資源循環の高度化、吸収源対策などの緩和策を総合的に推進していくことを定めています。また、「気候変動適応計画」は、気候変動の影響を見据えた被害の回避や軽減を図ることを目的に策定する計画です。例えば、猛暑や豪雨などの影響に備え、熱中症の予防や、防災体制の強化、農林業・水資源・生態系の保全などの適応策を推進していくことを定めています。

なお、本町は、本計画とは別に、町自らの事務・事業における温室効果ガスの排出削減に向けて「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」も策定・実施しています。

本計画では、町の最上位計画である「神川町総合計画」や「神川町公共施設等総合管理計画」などの関連計画と整合を図るとともに、国や県が定める地球温暖化対策実行計画等とも連携し、地域特性を踏まえた施策を展開することで、脱炭素と持続可能な町づくりを進めていきます（図1-7）。

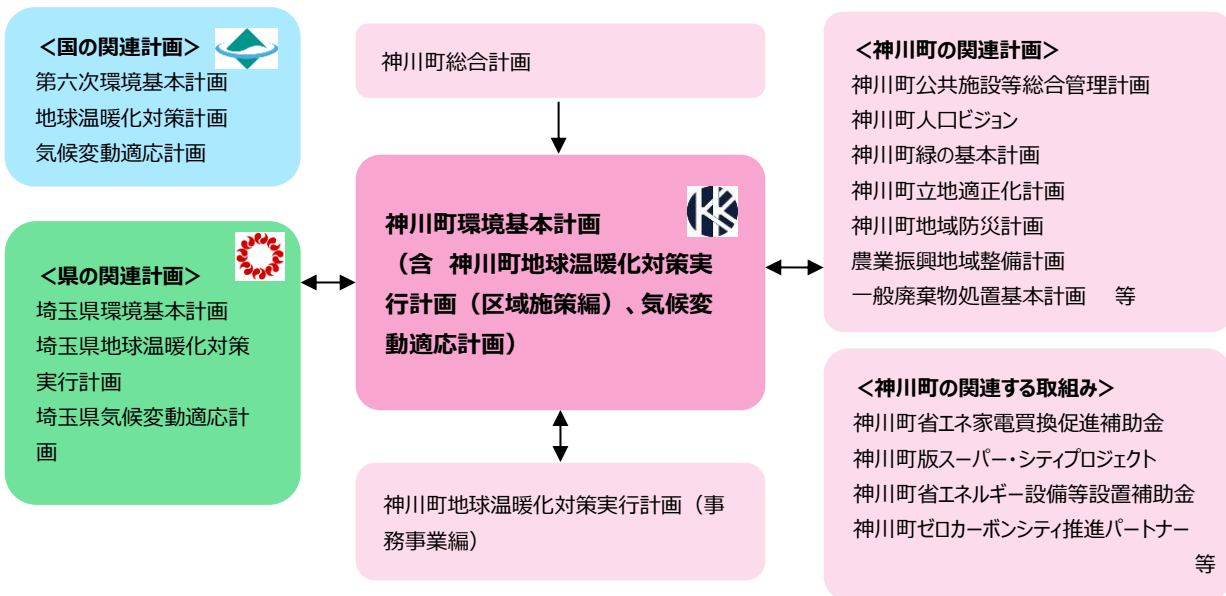


図 1-7 神川町における環境基本計画の位置づけ

(4) 計画期間

本計画の期間は、神川町総合計画との整合性を図り、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とし、今後の生活環境を取り巻く社会情勢の変化や、町民の意識の変化など、必要に応じて適宜見直しを図るものとします（表1-3）。

なお、区域施策編では、国や県の目標設定に合わせて平成25年度（2013年度）を基準年度とします。

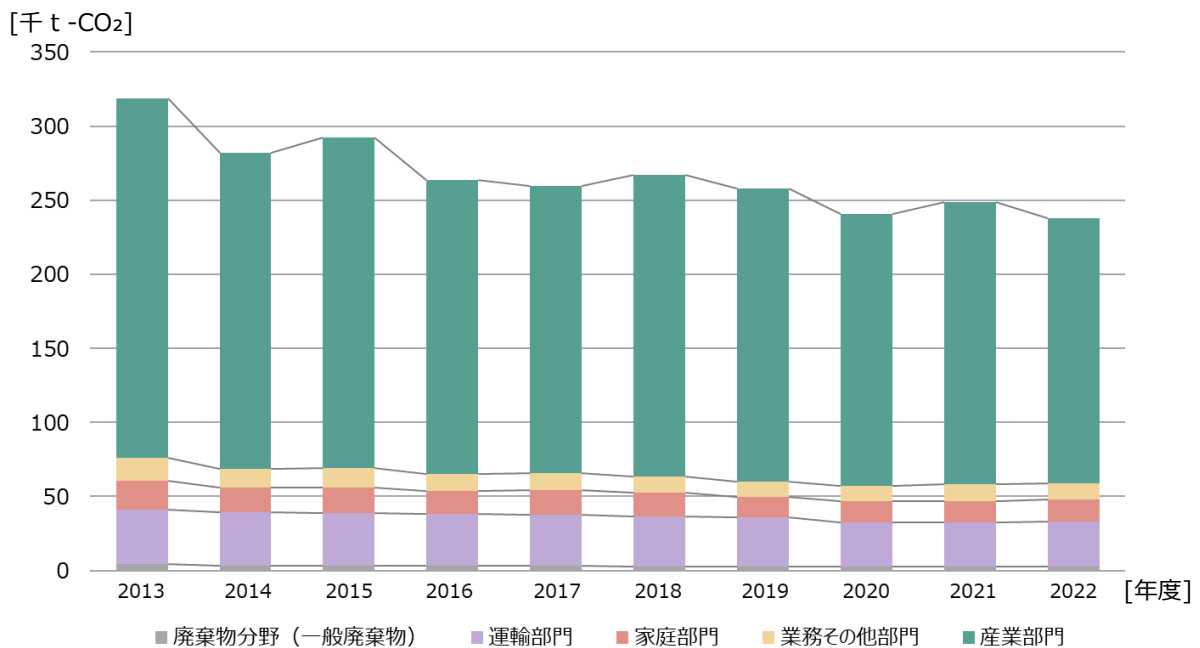
表 1-3 神川町における基準年度、目標年度及び計画期間

和暦 (西暦)	平成25年 (2013年)	…	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	…	令和11年 (2029年)	令和17年 (2035年)	…	令和32年 (2050年)
計画期間	基準年度		策定年度				目標年度		長期目標
				計画期間					次期計画期間

第2章 温室効果ガスの排出量の推計、要因分析

(1) 区域の温室効果ガス排出量の現況推計

本町における温室効果ガス排出量は、年度により増減は見られるものの、平成25年度（2013年度）以降は全体として減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）の最新値は238千t-CO₂/年となっています。排出量の増減は、活動量の影響が大きく、特に産業部門（製品出荷額・従業者数）や家庭部門（世帯数）の活動量の増減が要因となっています（図2-1）。



出典：環境省「自治体排出量カルテ」より作成（SHK 制度報告データを基に全年度を補正）

図 2-1 神川町の温室効果ガス排出量の推移

また、温室効果ガス排出量に占める割合では、産業部門の割合が最も多く、令和4年度（2022年度）には排出量の75%を占めています。続いて、運輸部門が13%、家庭部門が6%を占めています。温室効果ガス排出量を削減するためには、産業部門に関する取組みが重要となります（表2-1）。産業界においては、日本経済団体連合会が「経団連カーボンニュートラル行動計画」を策定しており、計画達成に向けた取組みが期待されます。例えば、鉄鋼業では「2030年度のエネルギー起源CO₂排出量を2013年度比で30%削減する」という目標を掲げています。

表 2-1 神川町の基準年度と現状年度における排出量の内訳

(単位：千 t-CO₂/年)

種類・部門	2013 年度（基準年度）		2022 年度（現状年度）	
	排出量	構成比	排出量	構成比
産業部門	243	76%	179	75%
製造業	239	75%	174	73%
建設業・鉱業	1	0%	1	0%
農林水産業	3	1%	4	2%
業務その他部門	16	5%	11	5%
家庭部門	19	6%	15	6%
運輸部門	37	12%	30	13%
自動車	36	11%	29	12%
旅客自動車	19	6%	14	6%
貨物自動車	17	5%	15	6%
鉄道	1	0%	1	0%
船舶	0	0%	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	4	1%	3	1%
合計	319	100%	238	100%

出典：環境省「自治体排出量カルテ」より作成（SHK 制度報告データを基に一部補正）

(2) 区域の温室効果ガス排出量の将来予測

平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）の算定値を基に、令和32年度（2050年度）までの温室効果ガス排出量を以下の2パターンで推計しました。

BAU（Business As Usual）ケース

今後の追加的な対策を見込まず、現状維持のまま推移した場合（現状すう勢）の、将来の温室効果ガス排出量を推計したものです。

脱炭素シナリオ

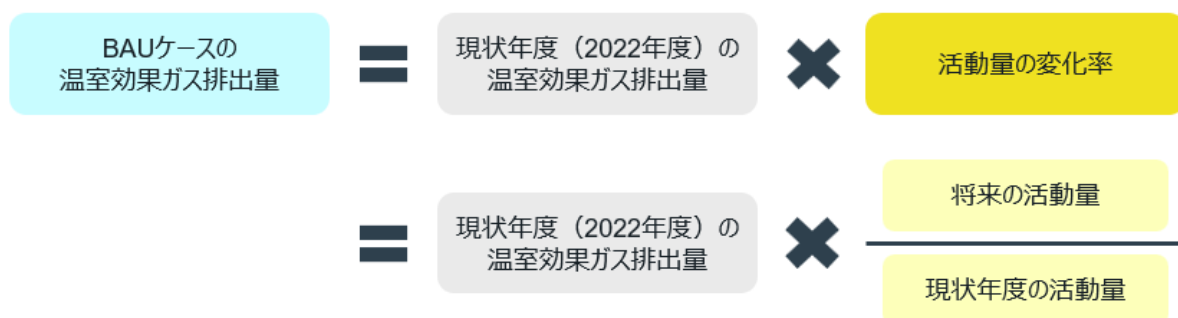
脱炭素につながる対策・施策及び技術革新等による温室効果ガス排出量の削減を見込んだ場合の温室効果ガス排出量を推計したものです。

算定手法

BAU（Business As Usual）ケース

BAU ケースの温室効果ガス排出量は、環境省「自治体排出量カルテ」で公表されている排出量の令和4年度（2022年度）を現状年度として、排出量に任意の年度の「活動量の変化率」を乗ずることで推計します（図2-2）。（出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」、2025年6月）

推計で用いる「活動量」とは、各部門・分野において温室効果ガス排出量と相関があるとされる指標のことです。今回の推計では、表2-2の活動量により、推計を実施しました。



出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver.2.2」2025年

図 2-2 BAU ケースの温室効果ガス排出量の推計方法

表 2-2 推計に使用した活動量の指標

部門		活動量の指標
産業部門	製造業	製造品出荷額等（億円）
	建設業・鉱業	従業者数（人）
	農林水産業	従業者数（人）
業務その他部門		従業者数（人）
家庭部門		世帯数（世帯）
運輸部門	自動車（旅客）	車種別保有台数（台）
	自動車（貨物）	
	鉄道	人口（人）
	船舶	入港船舶総トン数（万 t）
廃棄物分野	一般廃棄物	総ごみ排出量（t/年）

脱炭素シナリオ

脱炭素シナリオの温室効果ガス排出量は、令和 32 年度（2050 年度）の温室効果ガス排出量実質ゼロを前提として、BAU ケースに対し、各種対策・施策の達成及び技術革新が進んだ際の温室効果ガスの削減効果を反映し、推計します（図 2-3）。

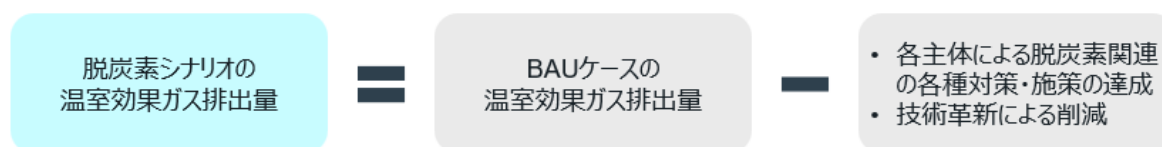


図 2-3 脱炭素シナリオの温室効果ガス排出量の推計方法

算定結果

BAU（Business As Usual）ケース

BAU ケースでは、令和 5 年度（2023 年度）以降の温室効果ガス排出量は、ほぼ横ばい（微減）で推移する見込みです（図 2-4）。横ばいとなる背景として、人口減少にともなう産業部門の従事者や運輸部門の輸送の減少と、世帯数増加に伴う家庭部門の活動の増加があります。温室効果ガス排出量の合計値について、令和 12 年度（2030 年度）は 221 千 t-CO₂/年、令和 17 年度（2035 年度）は 218 千 t-CO₂/年、令和 32 年度（2050 年度）は 211 千 t-CO₂/年と推計しました（表 2-3）。

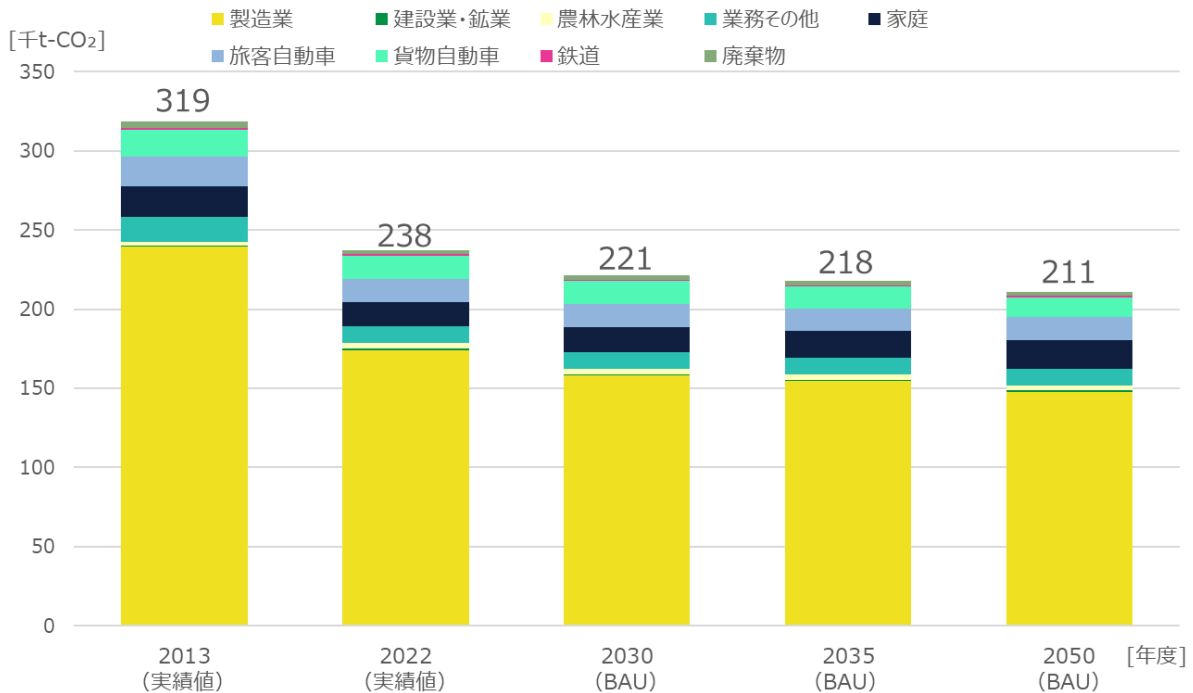


図 2-4 各部門・分野別温室効果ガス排出量 (BAU ケース)

表 2-3 神川町の BAU ケースの排出量内訳

(単位：千 t -CO₂/年)

種類・部門	温室効果ガス 排出量 (実績)	BAU ケースの排出量			
	2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (中期目標年度)	2035 年度 (計画目標年度)	2050 年度 (長期目標年度)	
産業部門	243	163	159	152	
製造業	239	158	155	148	
建設業・鉱業	1	1	1	1	
農林水産業	3	4	3	3	
業務その他部門	16	10	10	10	
家庭部門	19	16	17	18	
運輸部門	37	29	29	28	
自動車	36	28	28	27	
旅客	19	14	14	14	
貨物	17	14	14	13	
鉄道	1	1	1	1	
船舶	0	0	0	0	
廃棄物分野 (一般廃棄物)	4	3	3	3	
合計	319	221	218	211	

脱炭素シナリオ

脱炭素シナリオでは、国・県の取組みや本町で実行可能と期待される取組み、技術革新等による温室効果ガス排出の削減効果を反映しました。省エネや再エネの導入による温室効果ガス排出の削減により、令和12年度（2030年度）にはBAUケースから62千t-CO₂削減、令和17年度（2035年度）にはBAUケースから99千t-CO₂の排出量を見込みます（図2-5）。

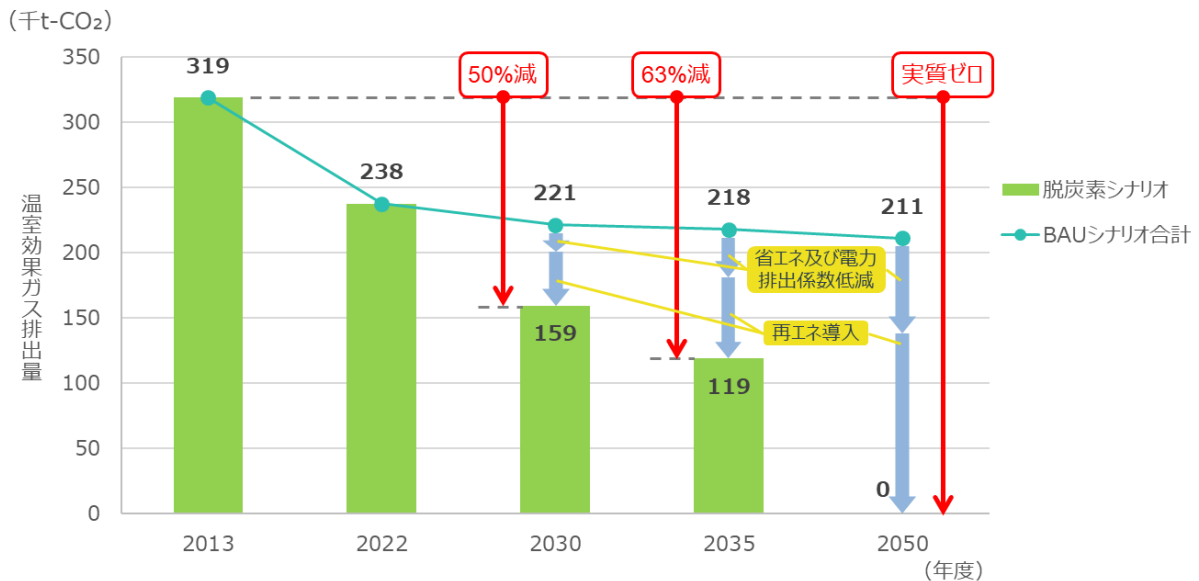
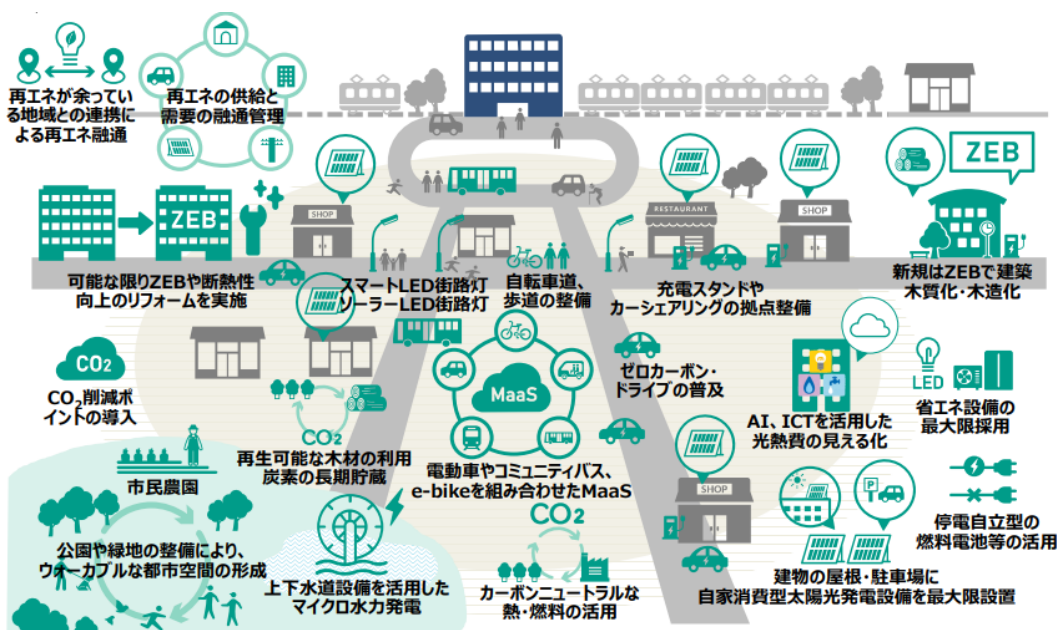


図 2-5 脱炭素シナリオにおける神川町の温室効果ガス排出量



出典：環境省「地域脱炭素ロードマップ」令和3年（2021年）

図 2-6 【参考】小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街など）における脱炭素先行地域のイメージ

(3) 再エネ導入ポテンシャル

エネルギー源ごとに本町の再エネ導入ポテンシャルを推計した結果、再エネの追加の導入ポテンシャルは、太陽光発電を中心に 237,732MWh/年と推計されました。環境省「自治体排出量カルテ」によると本町の電力使用量は 85,710MWh/年（令和5年度（2023年度））と推計されており、本町は電力使用量を上回る再エネ導入ポテンシャルを有しているといえます（図2-7）。

再エネの導入ポテンシャルの推計にあたっては、環境省「自治体排出量カルテ」で公表されているポテンシャル 361,751MWh/年³から、導入実績や、空き家・旧耐震基準に基づく建物、農業振興地域農用地（いわゆる青地）、保安林などの導入に適さない場所を次のとおり差し引いています。

- 太陽光発電については、ポテンシャル 361,165MWh/年³から、導入実績 39,099MWh/年³と、現実的には太陽光発電の設置に適さないと考えられる場所 89,392MWh/年を差し引きました。
- 中小水力については、ポテンシャル 586MWh/年³から、既にポテンシャル以上に導入済みのため、追加のポテンシャルはなしとしています。
- バイオマスエネルギーについては、町内の森林系・農業系・畜産系・生活系のバイオマス資源⁴の賦存量を元に推計した結果、5,058MWh/年となりました。

これらを全て合計すると 237,732MWh/年となります。なお、風力・地熱については、本町で導入ポテンシャルを有していないと考えられるため除いています。

再エネ種別	導入ポテンシャル (MWh/年)
太陽光発電	232,674
バイオマスエネルギー	5,058
合計	237,732

本町の電力使用量 (環境省 自治体排出量カルテより)	85,710
-------------------------------	--------

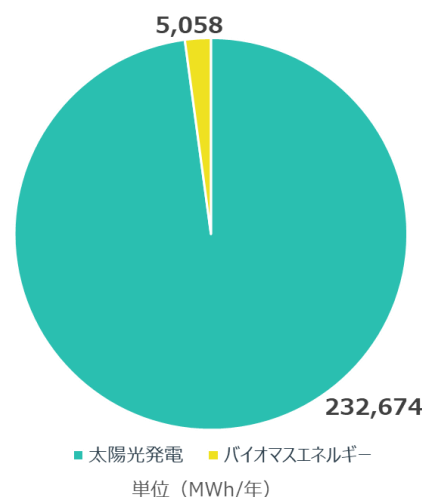


図 2-7 神川町の再エネ導入ポテンシャルとその内訳

³ 環境省「自治体排出量カルテ」より 2023 年度の値を参照。

⁴ 森林系とは果樹や公園の剪定枝、農業系とは農作物残渣、畜産系とは家畜糞尿、生活系とは下水汚泥や生ごみ等を指す。

(4) 森林による温室効果ガス吸収量

本町の森林による温室効果ガス吸収量を推計しました。推計では、林野庁の算出方法に従い、基準年度である平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）までの炭素蓄積量を算出し、その増加分を9年で割ることで、吸収量の平均値を算出しました（蓄積変化法）。

推計の結果、本町では年間131 t-CO₂が民有林により吸収されていると推計されました（表2-4）。

表 2-4 神川町における森林のCO₂吸収量

対象		年度	材積量 (千m ³)	森林炭素 貯蓄積量 (t-C)	CO ₂ 吸収量 (t-CO ₂)	複数年度 吸収量 (t-CO ₂)	平均値 (t-CO ₂)		
民有林	針葉樹林	2013	380	120,663	-442,833	/	/		
		2022	387	122,886	-450,992				
	広葉樹林	2013	271	128,865	-472,505				
		2022	267	126,963	-465,531				
	合計	2013	651	249,529	-916,114			-1,176 (9年分)	-131 (単年度)
		2022	654	249,849	-914,938				

出典：埼玉県「森林・林業と統計平成25年度版」及び「森林・林業と統計令和4年度版」より作成

(5) 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、国の地球温暖化対策計画や本町の状況を踏まえて算定した脱炭素シナリオの数値を参考にして、以下の温室効果ガス排出量の削減目標を掲げます。

中期削減目標

令和12年度（2030年度）に、平成25年度（2013年度）比で
温室効果ガス排出量 **50%削減**

本計画期間における削減目標

令和17年度（2035年度）に、平成25年度（2013年度）比で
温室効果ガス排出量 **63%削減**

長期削減目標

令和32年度（2050年度）までに、**温室効果ガス排出量実質ゼロの実現**

中期削減目標を達成するためには、平成25年度（2013年度）基準で62千t-CO₂/年の温室効果ガス排出量の削減が必要となります。この目標達成に向けて、本町全体で省エネの推進や再エネポテンシャルを生かした再エネの導入等に取り組んでいくことが重要です。なお、国と県の目標は、「令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で46%削減」となっています。

上記の目標を達成するため、再エネ導入目標を設定します。

再エネ導入目標

令和12年度（2030年度）までに、**発電量 116,066MWh/年**
（新規導入量 76,967MWh 相当）

令和17年度（2035年度）までに、**発電量 166,679MWh/年**
（2030年度から2035年度までの新規導入量 50,613MWh 相当）

再エネ導入目標の達成に向けては、令和17年度（2035年度）までに、発電量166,679MWh/年相当の再エネを導入する必要があります。再エネの新規導入については、環境や建物の条件等を考慮し、地域の特性にあった再エネ種別の導入を推進します。特に、太陽光発電設備の導入による効果として、温室効果ガス排出量削減に加えて、電気代の削減や売電収入の獲得、蓄電池と組み合わせた使用による災害時の電力確保などが見込まれます。

令和12年度（2030年度）、令和32年度（2050年度）における温室効果ガス排出量および2013年度比の温室効果ガス削減率の推移を次のとおり見込みます（表2-5、図2-8）。

表2-5 神川町の温室効果ガス排出量の推移

	2013年度 (基準年度)	2022年度 (現状年度)	2030年度 (中期目標)	2035年度 (計画目標)	2050年度 (参考)
排出量 (千t-CO ₂ /年)	319	238	159	119	0
削減量 (千t-CO ₂ /年)	0	81	160	200	319
削減率	0%	25%	50%	63%	100%

※削減量及び削減率は、2013年度を基準とします

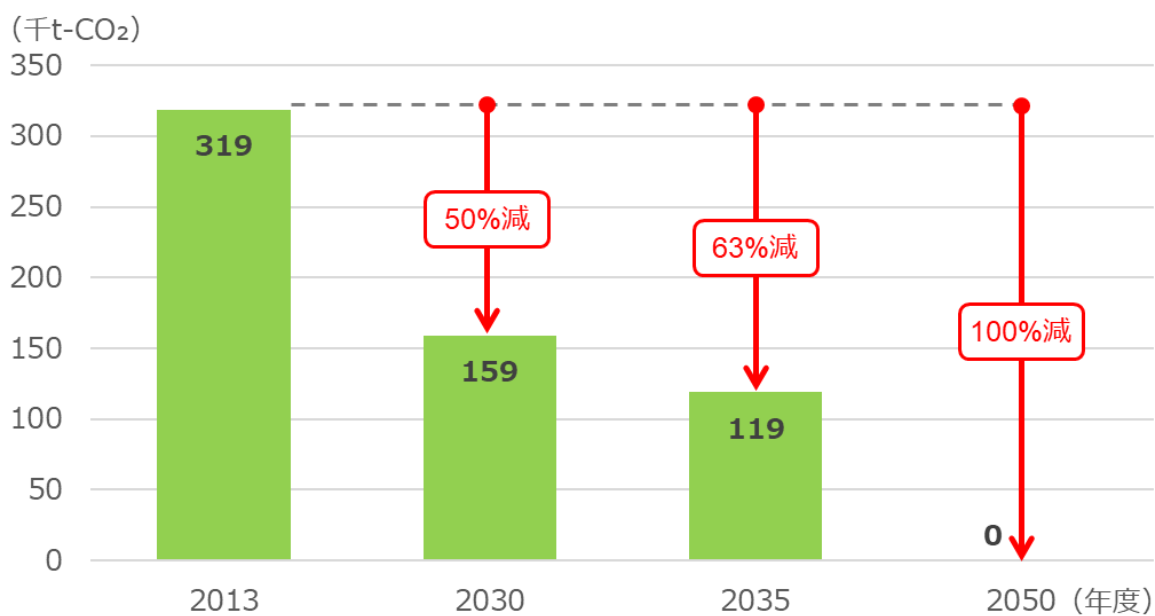


図2-8 神川町の温室効果ガス削減率の推移

第3章 計画全体の目標

(1) 目指すべき将来像

本町は平成30年（2018年）年10月の「第2次神川町総合計画」において、本町の将来像を「人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい 神川」と掲げ、令和3年（2021年）3月の「神川町環境基本計画」では、望ましい環境像として「住み続けられるまち神川」を提示しました。さらに、令和5年（2023年）6月の「神川町版スーパー・シティプロジェクト」では、「コンパクトな町でフレキシブルな暮らしを実現」をコンセプトにしました。

これらの関連計画に共通する、環境における基本施策は、「町民の快適環境と地球環境の保全を両立した循環型社会の構築」と「町民が町づくりに主体的に参画するために学習や交流の機会を提供する」ことです。

本町は、「2050年CO₂排出量実質ゼロ」の実現を目指しています。この目標達成に向けて、これらの関連計画と整合性を保ち、本計画の将来像を「かけがえのない豊かな自然を みらいにつなぎ かがやく笑顔でいきいき暮らす わたしたちの持続可能なまち」とし、その重要な要素として「住みやすい環境整備と資源循環」及び「環境保全と地域共生」を掲げます。

かけがえのない豊かな自然を

みらいにつなぎ

かがやく笑顔でいきいき暮らす

わたしたちの持続可能なまち

住みやすい環境整備と資源循環

環境保全と地域共生

表 3-1 目指すべき将来像に込められた想い

目指すべき将来像	込められた想い
第1章 かけがえのない豊かな自然を	豊かな自然や地域の動植物は当たり前の存在ではなく、受け継がれてきた恵みであることを町民が理解し、身近な環境を大切に思う様子を表現しています。
第2章 みらいにつなぎ	町民が一体となって地域の貴重な資源を守り育て、今と変わらぬ美しい自然を未来世代へ受け継いでいる状態を表現しています。
第3章 かがやく笑顔でいきいき暮らす	年齢に関わらず、誰もが安心していきいきと笑顔で暮らしている様子を表現しています。
わたしたちの持続可能なまち	環境・経済・社会の調和を土台に、温暖化対策と防災力の強化を図りながら、地域産業の発展と生活の質の向上を両立させ、循環型の町を築きます。さらに、町民が積極的に町づくりに参画し、協働によって進化し続ける町の状態を表現しています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

(ア) 住みやすい環境整備と資源循環

町民の暮らしや行動が、脱炭素や資源循環に貢献しながら、町民が持続的かつ快適に過ごすことができる町の形成を目指します（表 3-2）。

表 3-2 将来像が実現した町のイメージ

実現されている項目	詳細
町民主体の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 町民一人一人が、地球温暖化と地域課題に対する取組みの重要性を認識し、義務ではなく自分事として主体的に行動しています。
豊かで安心な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> デマンド型交通・シェアリングシステムが充実し、少子高齢化に対応した環境を整備しています。 異常気象による災害対策として、再エネを普及し、町内の連携体制を強化しています。
次世代モビリティの利用	<ul style="list-style-type: none"> ドローンによる災害状況の把握や物資輸送が実現し、電気自動車の普及によって災害時のエネルギー確保が推進されています。
建築物の ZEB・ZEH 化	<ul style="list-style-type: none"> 建築物では、再エネによる自家発電・消費、エネルギー消費効率が高い家電の設置、ZEB・ZEH 化による断熱性向上が進んでいます。
資源循環の促進	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮がされたモノ・コトの選択が習慣化し、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの 4R の取組みが増え、資源の有効利用と廃棄物発生を抑止をしています。 事業者間で、循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方が浸透し、廃棄物などの資源を新たなエネルギーとして再利用・有効活用される循環型社会の構築が進展しています。
地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> 自然や特産品を活かしたイベントで地域経済に好循環が生まれています。

(イ) 環境保全と地域共生

町民が自然と調和しながら安心して暮らすことができる地域を存続するために、町・町民・事業者が協働し、環境保全や地域活性化に資する活動機会の充実を図ります（表 3-3）。

表 3-3 将来像が実現した町のイメージ

実現されている項目	詳細
環境教育と住民協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの環境教育や町民向けの環境学習が一般化し、町民が正しい知識の下、地域の将来像について主体的に議論を交わす町民参加型のまちづくりを実践しています。
みどりの保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコツアーや森林再生プロジェクトなどの自然とのふれあいや学びが、町民の環境保全の意識を高め、行動を促進する役割を果たしています。 ・ 貴重な動植物や森林・河川・農地・公園・地域資源が適切に管理・保全され、次世代へと引き継がれています。
自然資源の最大限の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、脱炭素経済への移行を加速し、町の環境を保全しながら、営農型太陽光や PPA を活用した太陽光発電を導入し、電力の地産地消を促進しています。これにより、環境と経済の好循環を創り出しています。
工業団地へ環境技術を導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな脱炭素技術の導入や、排熱や排水、廃棄物などの再利用・再資源化が進み、ゼロエミッション型の工業団地へと転換されています。 ・ 土砂崩れや洪水、熱波などの気候リスクを見据えた立地・施設整備が進み、産業活動の継続性が確保されています。



図 3-1 目指すべき将来像のイメージ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第4章 基本目標に係る具体的施策

本計画の施策の全体像を以下に示します。

将来像として掲げる「**か**けがえのない豊かな自然を **み**らいにつなぎ **か**がやく笑顔でいきいき暮つつ、令和17年度（2035年度）の目標を達成するため、以下に取り組んでいきます。

将来像	か けがえのない豊かな自然を み らいにつなぎ	
要素	住みやすい環境整備と資源循環	
基本目標	1. 再エネ・省エネの推進	2. 生活・自然環境の整備
施策内容	① エネルギーの再エネ化・省エネ化 ② 再エネの地産地消や環境配慮行動を評価・還元する経済の仕組みの検討 ③ 災害時のエネルギー・物資輸送網の確保	① 交通体系の整備と環境負荷の少ない移動の促進 ② 騒音・振動対策の推進、悪臭発生・大気汚染の防止 ③ 森林資源の保全活動の推進 ④ 水質保全と環境に配慮した水域整備の推進 ⑤ 自然と動物に配慮した暮らしの推進 ⑥ 地域の景観資源に配慮したまちづくり
関連SDGs		
重点施策	1-① 再エネ・省エネ導入推進事業 1-② 防災力強化事業	2-① 交通インフラ整備事業 2-② 生活・自然配慮事業

図 4-1 施策の全体像

らす **わ**たしたちの持続可能なまち」の実現に向けて、令和 32 年度（2050 年度）を見据え

かがやく笑顔でいきいき暮らす

わたしたちの持続可能なまち

環境保全と地域共生

3. 循環型社会
の形成

① 不法投棄対策・処理困難物の適正処理の徹底

② 資源循環の推進



3 資源循環促進事業

4. 気候変動
の対策

① 高温・豪雨・干ばつに対する耐性が高い農業の推進

② 熱中症対策の推進



4 気候変動対策事業

5. 環境教育
の推進

① 学校や町有施設での環境教育の機会の増加

② 行動変容を目的とするエコツアーや森林再生プロジェクト等の町民参加型イベントの開催

③ 環境情報の収集・公開・共有の推進



5 環境教育推進事業

(1) 基本目標1：再エネ・省エネの推進

近年、地球温暖化や国際的なエネルギー価格の高騰は、暮らしや経済に大きな影響を与えています。

再エネの導入は、太陽光や風力といった地域資源を生かし、エネルギー自給や災害時の電力確保に寄与します。さらに、省エネの取組みは家庭や事業所の経費削減に直結し、同時に温室効果ガス排出量を抑える効果もあります。再エネと省エネを両立させることは、持続可能な社会に向けた現実的な道筋であり、安定した暮らしを守る基盤となります。

(ア) 重点施策

① 再エネ・省エネ導入推進事業

本町では、住宅における太陽光発電設備や蓄電池、V2H設備の導入支援、電気自動車購入への補助制度を設け、町民によるそれらの設備の導入を後押ししています。併せて、町有施設への太陽光発電設備の整備を進めるとともに、下久保ダムの維持流量を活用した中小水力発電など、地域資源を活かした再エネ電源の確保にも努めています。

省エネに関しては、町有施設のLED照明や高効率空調機器への更新、エネルギーマネジメントシステムの導入を通じ、率先してエネルギー使用の合理化を図っています。また、町民に対しては省エネ設備設置補助を、事業者に対しては「神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー」の認定を行い、神川町ゼロカーボンシティの実現に向けて共に取り組んでいます。

本計画では、農地での営農型太陽光発電や、バイオマス資源を用いた吸収源対策の検討による地域活性化を新たに検討していきます。なお、太陽光発電導入の推進においては、自然破壊につながる無秩序な土地開拓は行わず、農業振興地域農用地（いわゆる青地）に指定された土地等「神川町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」別表2で掲げる「設置するのに適当でないエリア」を除く、荒廃した農地などの空き地や既存の施設の屋上に設置することを前提とします（資料編（1）（ウ））。

さらに、広報誌や各種キャンペーンを通じて、省エネ行動の普及啓発やエコライフの推進にも取り組み、町全体で持続可能なエネルギー社会の実現に向けた取組みを着実に進めます。

コラム

V2H 設備

電気自動車（EV）の普及とともに「V2H（Vehicle to Home）」という仕組みが注目されています。これはEVの大容量バッテリーを家庭用の電源として使う技術です。普段は自宅からEVに充電しますが、V2Hを導入すれば停電時に照明や冷蔵庫を動かすことができ、防災対策として安心です。また電気代が高い時間帯にEVから電気を使うことで家計の節約にもつながります。

さらに、太陽光発電と組み合わせれば、昼に発電した電気をEVに貯め、夜に家庭で使うといった効率的な活用が可能です。V2Hは暮らしの安心とせる新しい生活スタイルを支える仕組みといえます。



② 防災力強化事業

本町は、山間部と平野部を併せ持つ地形的特性から、豪雨や土砂災害、河川氾濫、森林火災など多様な自然災害のリスクを抱えています。また、少子高齢化や人口減少に伴い、防災拠点や避難所の維持・運営体制の確保も課題となっています。

これらを踏まえて本町では、環境施策と連携した防災力強化を図ります。具体的には、遊休地の活用や町有施設の拠点集約を図り、そこに太陽光発電や蓄電池を導入することで、災害時に必要な電力を確保できる体制を整備することを目指します。さらに、電気自動車や超小型モビリティなど次世代の交通手段を導入し、平常時は環境負荷の低減に貢献し、災害時には移動電源や物資輸送手段として活用することで、地域全体のレジリエンスを高めることを検討します。

これらの取組みにより、防災と環境保全を両立した持続可能な地域づくりを進めます。

(イ) 施策内容**① エネルギーの再エネ化・省エネ化**

主体	施策・取組みの概要
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化が進んでいる町有施設について、整備と同時に、ZEB 化や LED 照明などの高効率設備、太陽光発電設備、電気自動車充電設備の設置を推進します。 ・ エネルギー使用量等を把握し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ・ 職場における省エネ推進の体制を整え、行動の実践に努めます。 ・ 太陽光発電などの自然エネルギーの利用や夜間電力の効率的な使用に努めます。 ・ 庁舎や関連施設で、電気や燃料の削減、グリーン購入等を推進します。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ家電への買替えや、電気・ガス・灯油・水の節約に努めます。 ・ 家電製品を購入する際は、省エネ製品を選択して購入します。 ・ 家庭のエネルギー使用量等を把握するため、環境家計簿を活用して CO₂削減に努めます。 ・ ライフスタイルを消費型から循環型に変えます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電施設を設置する時は町のガイドラインや国・県・町の規制等を遵守します。 ・ 設備の新設や更新の際は、省エネ型製品の導入に努めます。 ・ 太陽光発電等の自然エネルギーの利用や廃熱利用を含めたエネルギーの効率的な使用に努めます。

② 再エネの地産地消や環境配慮行動を評価・還元する経済の仕組みの検討

主体	施策・取組みの概要
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民が地域の再エネを選択しやすい環境を整備するとともに、エコライフの定着と合理化を図るため、環境配慮行動を評価・還元する仕組みを検討します。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ない商品やサービスを積極的に選択し、日常生活における環境行動を習慣化します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に必要な電力について地域の再エネ電力を優先的に調達し、地産地消を推進するとともに、環境価値の高い商品・サービス・技術の提供を行います。

③ 災害時のエネルギー・物資輸送網の確保

主体	施策・取組みの概要
町	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に避難所となる小中学校の体育館などの町有施設に太陽光発電設備や蓄電池を整備し、災害時の非常用電源を確保します。 次世代の交通手段やドローンによる物流拠点を整備し、安定した物資輸送体制を構築します。
町民	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電、電気自動車、蓄電池を活用できる家庭環境を整えます。 災害時の停電や電力供給が乏しい時に耐えられる備蓄品を準備します。 ハザードマップを確認し迅速な避難が出来るよう心がけます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ電力や蓄電システムを導入し、災害時には非常用電力や物流機能を地域に提供することで、事業継続とあわせて地域の防災力向上に貢献します。 町と防災協定を結び、物資の調達に協力します。

(ウ) 指標

表 4-1 指標一覧

施策の分野	指標	令和5年度 (2023年度)	令和17年度 (2035年度)	令和32年度 (2050年度)
エネルギー	部門・分野別 CO ₂ 排出量の合計 [千 t -CO ₂] ⁵	179	119	
	電気使用量 [MWh/年] ⁶	85,710	70,200	
	再エネ発電電力量 [MWh/年] ⁵	40,303	166,679	232,674
	再エネの導入設備容量 [kW] ⁵	29,827	138,885	184,913
	太陽光発電設備 (10kW 未満) の 導入件数 [件] ⁶	369	480	780
	町域の電気使用量に占める FIT・ FIP 導入の割合 [%] ⁶	50	60	
	EV 充電スタンド数 [件] ⁷	3	8	

⁵ 令和5年度の数值は、自治体排出量カルテ（環境省）より、令和4年度（2022年度）の数值を参照。「部門・分野別CO₂排出量の合計」については、特定排出事業者の報告値の修正があったこと、また自治体排出量カルテの推計値がSHK制度の実績値を下回っていたことを踏まえ、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度ウェブサイト（環境省）の公開データを基に補正した。令和17年度の数值は、脱炭素シナリオの結果を踏まえて設定した中期削減目標を達成した後、2030年度から2050年度までの直線的な削減ペースを積算して算定した数值

⁶ 令和5年度の数值は、自治体排出量カルテ（環境省）を参照

⁷ 令和5年度の数值は、EV充電スタンド情報サイト「GoGoEV」（株式会社ゴーゴラボ）で、神川町内のEVスタンド検索結果を参照

(2) 基本目標2：生活・自然環境の整備

地球温暖化対策を進めるためには、人々の生活を支える社会基盤の整備と、地域の自然資源を守る取組みを両輪として進めることが重要です。また、地球環境の保全に寄与するためには、一人ひとりの生活スタイルやあらゆる事業活動を環境保全の視点から見直すことが必要です。

地球温暖化の主な原因物質である温室効果ガス排出量を削減するためには、町民のライフスタイルの見直しや工場・事業場の経済活動の転換を進めるとともに、森林の保全や緑化の推進を図ることが求められます。例えば、交通インフラの整備は、自家用車依存を減らして排出を抑えるとともに、高齢者や子育て世代の移動の利便性向上にもつながります。また、森林はCO₂を吸収し、気候変動緩和に直結するだけでなく、防災・景観・生物多様性など多面的な機能を持っています。事業活動においても環境に配慮することは重要であり、例えば、工場・事業場に対する窒素酸化物等の排出抑制指導により、酸性雨や大気汚染、光化学スモッグの原因物質の排出を抑制するとともに、関係する情報の収集にも努めなければなりません。社会基盤と自然環境の双方を視野に入れた施策を同時に進めることが、地域全体の低炭素化と持続可能性を高めるための柱となります。

(ア) 重点施策

① 交通インフラ整備事業

本町は、JR 八高線や路線バスが主要な公共交通機関として機能しているものの、運行本数やカバーエリアに限りがあり、自家用車への依存が高い状況にあります。高齢化の進展に伴い、自動車を利用できない町民の移動手段の確保が大きな課題となっています。加えて、自家用車依存は温室効果ガス排出量の増大要因ともなっています。

このため、公共交通機関の利用促進を図るとともに、既存の路線では十分にカバーできていない地域には、デマンド型交通の実証実験を行うなど、公共交通の空白エリアの解消に向けて取り組んでいきます。

さらに、電気自動車等の低公害車を活用した公共交通網を整備し、移動利便性の向上と温室効果ガス削減を両立します。

② 生活・自然配慮事業

生活環境の保全に向けて、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）及び窒素酸化物を一層削減するため、事業者に対する意識啓発や指導等を行います。また、石綿の大気中への飛散を防止するため、石綿使用建築物の解体工事等における飛散防止対策の指導を徹底します。

さらに、自然環境の保全として、町域の大部分を占める農地や山林など、豊かな森林や緑の保全、水辺空間の整備を推進します。多様な動植物など生態系の保全に加え、アライグマ等の

特定外来生物や農業に被害を及ぼす有害鳥獣については、適切な駆除等の管理を行います。

(イ) 施策内容

① 交通体系の整備と環境負荷の少ない移動の促進

主体	施策・取組みの概要
町	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性向上と空白地域の解消に向け、デマンド型交通の実証実験を行うなど拡充に向けて取り組みます。 自転車利用を促進します。 役場公用車や自家用車について、電気自動車等の低公害車の導入を進め、公共交通網の整備と町民の移動手段確保、環境負荷の低減を図ります。 職場に近い職員は自転車や徒歩で通勤し、出張時は基本的に公共交通機関を利用します。 職員にエコドライブ（環境にやさしい運転方法）の意識を徹底します。 自動車や町有施設からの酸性雨の原因となる排出ガスの削減に努めます。
町民	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車に過度に依存せず、自転車や徒歩、低公害車、公共交通、デマンド型交通を積極的に利用します。 自家用車の適正な整備をし、運転時は酸性雨の原因となる排気ガスを削減するためにエコドライブを心がけ、不要な荷物は載せないようにします。 新車の購入時は低公害車を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動において低公害車を導入します。 物流や営業の効率化を図り、配送回数等の回数を少なくします。 従業員や顧客の公共交通利用を推奨します。 大気汚染防止のために、ドライバーにエコドライブの意識を徹底させます。

② 騒音・振動対策の推進、悪臭発生・大気汚染の防止

主体	施策・取組みの概要
町	<p>（騒音・振動対策の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適正改造車、暴走行為等による騒音については、関係機関への適切な騒音対策を要請します。 道路の適正な維持、管理に努めます。 街路樹の整備、緩衝帯の設置を推進します。 工場・事業場、建設作業による騒音や振動、飲食店等の深夜営業、拡声器の使用による騒音防止等、指導の強化を図ります。

主体	施策・取組みの概要
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事において、近隣の生活環境に配慮した作業時間の設定や、低騒音型機械の使用等の指導をします。 ・ 生活騒音についての知識やモラルの啓発に努めます。 (悪臭発生・大気汚染の防止) ・ 悪臭を発生する工場・事業場に対して必要な指導を行います。 ・ 家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律等の適切な運用を推進します。 ・ 工場・事業場に対する大気汚染の規制遵守やアスベスト対策、化学物質の適正管理の徹底を指導し、大気環境の保全を図ります。 ・ 町有施設の緑化を行い、沿道大気の浄化を図ります。
町民	<ul style="list-style-type: none"> (騒音・振動対策の推進) ・ 車両を適切に管理し、騒音や振動を抑えます。 ・ タイヤは気候を判断して適切に交換します。 (悪臭発生・大気汚染の防止) ・ ペットの臭いなどはきちんと管理します。 ・ 不適切な野外焼却・野焼きを行いません。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> (騒音・振動対策の推進) ・ 低騒音型、低振動型機械を積極的に導入します。 ・ カラオケ、宣伝カー等、営業活動による騒音の防止に努めます。 ・ 近隣の生活環境に配慮した作業時間、防音壁の設置など必要な措置を講じます。 ・ 車両を適正に管理し、騒音や振動を抑えます。 ・ 自家用車通勤を控え、騒音や振動の低減に努めます。 (悪臭発生・大気汚染の防止) ・ 法令や条例による悪臭の規制値の遵守とともに、改善に取り組みます。 ・ 畜舎などの適正管理に努めます。

③ 森林資源の保全活動の推進

主体	施策・取組みの概要
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の整備や間伐支援などの里山保全活動を行い、森林の CO₂吸収源としての機能や、水源かん養機能、防災機能を維持・強化します。 ・ 森林管理の担い手不足や財源確保の課題においては、町民や事業者、埼玉県中央部森林組合等と連携し、森林を多目的に利用・維持する体制を構築します。 ・ 森林の病虫獣害防止対策を実施します。 ・ 森林環境譲与税を活用します。 ・ 森林計画に基づく各種届出制度の適切な運用を推進します。 ・ 山林火災を予防する防火帯の維持管理を推進します。 ・ 事業者の工場・事業場の緑化への取組みを促進します。 ・ 都市公園において、在来植生に配慮した植栽等を整備し、緑を保全および創出します。 ・ 町有施設において、屋上緑化や壁面緑化により身近な緑を創出します。 ・ 堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりの推進を通じて農地の炭素貯留を行うなど、CO₂吸収源につながる農地保全を推進します。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林を身近な資源として守る意識を高め、植樹・間伐・里山利用などの保全活動に主体的に参加します。 ・ 庭の緑化とその適正な管理に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の伐採木材の活用や、森林資源を活かした製品・サービスや環境活動を通じ、地域と共に森林保全に取り組みます。 ・ 植林等の緑化活動に積極的に参加します。 ・ 開発に際しては、極力森林を残すよう配慮し、開発地域でも積極的に植林します。 ・ 森林の保全のため、ごみを捨てずに持ち帰ります。 ・ 工場・事業場内や、接道部分、歩道の緑化をすすめ、周辺環境の向上に努めます。

④ 水質保全と環境に配慮した水域整備の推進

主体	施策・取組みの概要
町	<p>(工場・事業場排水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁の原因となる排水を出す工場・事業場に、必要な規制、指導を県と共に行います。 ・ 規制対象外施設にも、汚濁物質の流出を可能な限り削減するよう指導します。 ・ 家畜糞尿の適正処理を指導します。 ・ 農薬や化学肥料の使用に配慮した環境保全型農業を奨励します。 ・ 河川水質や地下水質の汚濁負荷を軽減させる目的で、指導を行います。 <p>(生活排水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を普及促進します。 ・ 合併処理浄化槽の適正な維持管理をPRします。 <p>(土壌・地下水の保全と監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無秩序な土砂たい積や汚染された土砂を搬入させないよう、環境パトロールを強化します。 ・ 水の循環的利用や、再生使用の啓発等、水使用量の節減に努めます。 ・ 農薬使用量の低減を推進します。 <p>(環境に配慮した河川・水路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 魚類、鳥類等の生息環境の改善や、周辺の地域環境にふさわしい整備を推進します。
町民	<p>(生活排水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道への加入又は合併処理浄化槽への転換・設置に努めます。 ・ 排水に、調理くずや廃食油を流さないようにします。 ・ 環境にやさしい洗剤を使用します。 ・ 浄化槽及び放流先の適正な管理に努めます。 <p>(土壌・地下水の保全と監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地内の雨水は、地下浸透に努めます。 ・ 家庭菜園等で、薬剤の過度な使用をやめます。 <p>(環境に配慮した河川・水路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺の保全のため、ごみは持ち帰ります。 ・ 河川や水路の清掃活動に積極的に参加します。
事業者	<p>(工場・事業場排水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令や条例による排水基準値を遵守します。 ・ 小規模な飲食店においても、排水に十分注意します。

主体	施策・取組みの概要
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜糞尿の適正処理をします。 ・ 環境保全型農業を積極的に取り組み、汚染物質の流出防止に努めます。 (土壌・地下水の保全と監視) ・ 無秩序な土砂のたい積や土壌汚染、地下水の汚染が発生しないよう努めます。 ・ 農薬や化学肥料の使用を減らします。 ・ 駐車場、その他事業場内に浸透性舗装やブロック等を使用します。 (環境に配慮した河川・水路の整備) ・ 地域や団体で取り組んでいる美化運動に、積極的に参加、協力します。 ・ 事業活動から出る排水を浄化し、生き物の住みやすい環境づくりをします。

⑤ 自然と動物に配慮した暮らしの推進

主体	施策・取組みの概要
町	<p>(動植物の生息環境の保全と創造及び管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県レッドデータブック(絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト)に掲載されているような貴重な動植物の捕獲、採取をしないよう啓発します。 ・ 生態調査等の継続的なモニタリングを実施します。 ・ 外来種に関する情報を把握し、外来種が広がらないよう啓発します。また必要に応じて駆除を行います。 ・ 有害鳥獣による被害を調査し、適切に駆除などの管理を行うとともに、ジビエ活用を検討します。 <p>(ペット飼養マナーの向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い犬の登録・狂犬病予防注射の普及啓発に努めます。 ・ 糞の持ち帰り等の飼養マナーを指導するとともに、看板設置などの啓発活動を推進します。
町民	<p>(動植物の生息環境の保全と創造及び管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な動植物など生き物を大切にします。 ・ 地域固有の生態系に影響を及ぼす恐れのある外来種を飼育、栽培、放したりしません。 <p>(ペット飼養マナーの向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犬を飼う時は、町に登録します。 ・ 飼い犬に狂犬病予防注射をします。 ・ 散歩をするときはリードにつなぎます。 ・ ペットの糞は、必ず持ち帰ります。

主体	施策・取組みの概要
事業者	<p>(動植物の生息環境の保全と創造及び管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な動植物の捕獲、採取を行いません。 ・ 地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種の販売を控えます。 ・ 有害鳥獣の被害に遭わないように農地の自己防衛をします。

⑥ 地域の景観資源に配慮したまちづくり

主体	施策・取組みの概要
町	<p>(快適な景観資源の保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 城峯山や御嶽山などの豊かな自然景観を大切にするため、啓発に努めます。 ・ 良好な町並景観を保全し、調和の取れた新たな町並景観の創出を図ります。 ・ 潤いとゆとりが感じられる、田舎風景の保全に努めます。 <p>(地域に密着した歴史・文化遺産の保存と活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の所有者、管理者等の活動を支援し、保存体制の確立に努めます。 ・ 伝統芸能、地域文化を継承する保存団体の活動を支援し、後継者の確保と育成を促進します。 ・ 地域の伝統文化に関する学習の機会を確保します。 ・ 古墳や城跡、神社・仏閣等地域に密着した史跡や建造物について、保護の啓発に努めます。 <p>(空き家・空き地の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理が不十分な空き地・空き家を把握し、適切な管理を指導します。 ・ 埼玉県北部地域空き家バンク制度の活用を推進します。
町民	<p>(快適な景観資源の保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の住宅も町並みを構成する要素であるという認識を持ち、家屋の維持管理に努めます。 ・ 山や川でゴミを捨てずに持ち帰ります。 <p>(地域に密着した歴史・文化遺産の保存と活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の祭り、伝統芸能を継承する団体の活動に積極的に参加し、保存活動に協力します。 ・ 郷土の文化や歴史の学習活動に参加します。 <p>(空き家・空き地の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用していない土地の除草等を定期的に行います。
事業者	<p>(快適な景観資源の保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観を阻害する看板や広告等の設置を控えます。 ・ 建築物の新築、改築の際は、地域の景観形成に配慮します。

主体	施策・取組みの概要
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発時は、良好な景観を損なわないようにします。 (地域に密着した歴史・文化遺産の保存と活用) ・ 開発の際は様々な影響を考慮し、歴史的、文化的資源の保全に努めます。 ・ 歴史的、文化的建造物の周辺で施設等を建設する場合は、外観等が周囲の環境と調和するよう配慮します。 (空き家・空き地の管理) ・ 空き地・空き家が雑草などで荒廃しないよう管理します。

(ウ) 指標

表 4-2 指標一覧

施策の分野	指標	令和5年度 (2023年度)	令和17年度 (2035年度)
交通 ・ 移動	町営バスおよびデマンドバスの乗客数 [人] ⁸	1,100	3,000
	低公害庁用車の導入数 [台] ⁸	24	30
大気汚染	大気汚染物質 SPM (浮遊粒子状物質) の環境基準達成状況 ⁹	達成 (0.03mg/m ³)	現状維持
	大気汚染物質 NO ₂ (二酸化窒素) の環境基準達成状況 ⁹	達成 (0.01ppm)	現状維持
	大気中のダイオキシン濃度の環境基準達成状況 (0.6pg-TEQ/m ³ 以下) ⁹	全地点で達成	現状維持
	光化学オキシダントの環境基準達成状況 ⁹	未達成 (0.14ppm)	達成 (0.06ppm)
森林資源	年間素材生産量 (木材) [m ³] ⁸	2,213	6,000
	森林ボランティア育成事業への参加人数 [人] ¹⁰	40	50
	森林活用交流事業の開催数 [回] ⁸	3	5
水資源	河川の水質 BOD (生物化学的酸素要求量) の環境基準達成状況 ⁹	9地点中8地点で達成	9地点すべてで達成
	河川の水質 SS (浮遊物質) の環境基準達成状況 ⁹	9地点すべてで達成	現状維持
動物	アライグマの年間駆除数 [頭] ⁹	62	65
	狂犬病予防接種率 [%] ⁹	77.5	83.5

⁸ 令和5年度の数値は、「第2次神川町総合計画 (令和6年度目指す指標進捗状況更新) (令和5年度)」(神川町) を参照

⁹ 令和5年度の数値は、「令和5年度神川町の環境」(神川町) を参照

¹⁰ 令和5年度の数値は、「令和5年度行政報告書」(神川町) を参照

コラム

野外焼却に関する法律と環境負荷

野外焼却（野焼き）は、廃棄物処理法第16条の2により原則禁止とされています。適正な焼却施設を用いない廃棄物の焼却行為も含めて違反となり、罰則は5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下）又はその両方が科せられる場合があります。

環境面では、ばい煙・臭気・微小粒子の発生やダイオキシン類の生成、延焼・火災の危険があり、周辺住民の健康被害や苦情の原因となります。

なお、政令第14条には焼却行為の例外として、国・自治体の管理作業、災害の予防・応急・復旧、風俗慣習・宗教行事、農林漁業でやむを得ない場合（害虫駆除や肥料採り等）、日常生活上の軽微な焼却（苦情が寄せられる野外焼却は軽微な焼却と認められません）が挙げられます。

野外焼却は原則禁止



(3) 基本目標3：循環型社会の形成

限りある資源を有効に循環させ続けることは、地球温暖化対策の観点だけでなく、将来世代に対する責任でもあります。廃棄物の削減やリユース、リサイクルを推進することは、資源の節約と同時に、製造や処理の過程で生じる温室効果ガス排出を抑えることにつながります。さらに、食品廃棄物や木材残材などを地域内で資源として活用すれば、輸送や処理に伴う環境負荷を減らすとともに、地域経済の循環や新たな産業の創出にも寄与します。

(ア) 重点施策

① 資源循環促進事業

持続的に発展できる循環型社会を構築するためには、環境への負荷の少ない社会経済活動を実現することが必要です。例えば、ごみを減らし、繰り返し使い、資源として再生利用するという考え方に加えて、ごみを発生させない工夫にも重点を置く「4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）」の考え方にに基づき、事業者、処理業者、町、町民それぞれの取組みを推進することが重要です。

本町では、資源循環の取組みとして「リサイクル活動奨励補助金制度」、「生ごみ処理機の購入補助制度」を設け、町民の主体的な取組みを後押ししています。

近年は、人口減少などにより、ごみの総排出量は減少傾向にあるものの、粗大ごみは増加傾向にあるため、令和5年（2023年）7月より「不要品リユース促進：リユースプラットフォーム「おいくら」の連携」をはじめました。また、令和6年（2024年）7月から「古紙リサイクルステーション」を2ヶ所に常設し、年に2回「製品プラスチックイベント回収」を開催するなど、生活系ごみのリサイクルを推進しています。その他、ごみの分別方法やごみの出し方の注意点を確認できる「ごみ分別アプリ」も配信しています。

今後は、これらの取組みを更に発展させ、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4Rの意識を高める啓発活動の強化と、廃棄物量や資源回収量の見える化を進めていきます。

これらの取組みを通して、町・町民・事業者の意識向上を図るとともに、資源循環に取り組みやすい仕組みを構築します。

(イ) 施策内容

① 不法投棄対策・処理困難物の適正処理の徹底

主体	施策・取組みの概要
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄や不適正な野外焼却の防止に向けた意識啓発や、関係機関との連携、監視体制を強化し、処理困難物の受入れ先を町民に公開することで、ごみの適正処理を推進します。 ・ 紙や、プラスチック製品等の使用量削減に努め、また、公共事業における廃棄物の抑制に努めます。 ・ ダイオキシン類の測定検査を継続して行い、実態の把握に努めながら、ダイオキシン類等の発生抑制や、アスベスト等の有害物質について、適正処理を指導します。 ・ 法に規定されるP R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）について、該当する事業者に対し遵守を推進するとともに、その啓発に努めます。 ・ 収集計画を策定し、適切なおみ収集に努めます。 ・ ごみ出しのルールを指導し、ごみ出しマナーの向上を推進します。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄や不適正な野外焼却を行わず、処理困難物は適切な回収ルートで適正処理することで、環境負荷低減に協力します。 ・ ごみの排出は、決められた日時や決められた方法を守ります。 ・ 不法投棄がされないよう適正な土地の管理に努めるとともに不法投棄を発見した場合は、速やかに町へ通報します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばい煙発生施設からの、ばいじんや窒素酸化物の排出削減をします。 ・ 常に施設、機器の保守点検を行い、良好な状態を維持します。 ・ わら焼き等法律の例外規定による焼却をする場合は周辺の生活環境に十分配慮します。 ・ ダイオキシン類発生の原因となりやすい焼却炉での焼却や野外焼却はやめます。 ・ 廃棄物は適正に処理し、排出者の責任において適正に処理します。 ・ 対象化学物質を排出・移動した際には、その量を把握し、国に届出ます。 ・ 農業関係者は、減農薬栽培等を心がけます。 ・ 事業系一般ごみを地域の収集所に排出する時は、1回につき2袋までを遵守します。 ・ 事業活動から生じた廃棄物の適正な処理に努めるとともに町の不法投棄防止に関する施策に協力します。

② 資源循環の推進

主体	施策・取組みの概要
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ごみ分別アプリ」の普及により正しい分別を周知・徹底します。 ・ 資源回収や食品ロス削減の取組みを拡充し、町全体の循環利用を促進する体制を整備します。 ・ 生ごみ処理機の購入補助や、ごみ減量化活動に対する奨励金制度を推進します。 ・ 資源回収団体との連携により、ごみの発生抑制の普及啓発に努めます。 ・ 小型電子機器の無料回収を実施し、ごみの再資源化の普及啓発に努めます。 ・ ごみゼロの日やごみ減量化週間などの機会を活用し、普及啓発を推進します。 ・ 町有施設から出る資源ごみについては、リサイクルを推進します。 ・ 再生品やリサイクルしやすいもの等、環境にやさしい商品を購入し使用するグリーン購入を率先して推進します。 ・ 資源ごみとしての排出や町のリサイクル収集に出す際の正しい分別方法を分かりやすく知らせます。 ・ 廃家電の回収について推進し、エアコン及び冷蔵庫のフロンの回収を指導します。 ・ 家電業者、廃棄物処理業者、町民にオゾン層と日常生活の関わりについて意識啓発に努めます。 ・ 再資源化商品を積極的に購入します。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なものを必要な分だけ購入し、使い捨て製品や包装が多い製品の購入を抑えます。 ・ 分別の徹底や、リユース・リサイクル活動、環境保全活動（ごみゼロ運動等）に積極的に参加し、日常生活でごみの発生を抑える習慣を定着させます。 ・ マイバッグを用意して、レジ袋を減らします。 ・ 環境にやさしい調理方法を工夫する等、生ごみの発生抑制に努め、生ごみ処理機を利用して堆肥化します。 ・ オゾン層を守るため、フロンガスを使用したエアコン、冷蔵庫等の廃棄時には、家電リサイクル法に基づき適正処分を遵守します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・販売過程で発生する廃棄物を原料や部材として再利用し、副産物を資源として循環させる仕組みを構築します。 ・ 処理困難物の代替素材利用を推進してリサイクルに努めます。 ・ 循環型の製品やサービス提供を拡大します。

主体	施策・取組みの概要
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に必要な原材料等は、再生資源等環境にやさしいものを使用します。 ・ 簡易包装、量り売り等製造、流通、販売等の各段階で、廃棄物の発生抑制に取り組みます。 ・ 産業廃棄物は、許可を有する業者に依頼して、適正に処理します。 ・ 物品の調達の際には、エコマークやグリーンマークの対象製品等を参考に、再生素材を利用したものや再利用可能な商品を購入します。 ・ 販売店では、リサイクルできる容器等の自主的な回収に努めます。 ・ 生ごみの多く発生する事業場では、生ごみ処理機等による有効活用を図ります。 ・ 自動車や家電製品の取扱店では、カーエアコンや冷蔵庫等からのフロンを回収を徹底します。 ・ 業務用冷凍空調機器を製造、設置、維持管理をする事業者は、機器からフロンの回収を徹底します。 ・ 再利用可能な素材を使用します。

(ウ) 指標

表 4-3 指標一覧

施策の分野	指標	令和5年度 (2023年度)	令和17年度 (2035年度)
ごみの廃棄	ごみの総排出量 [t] ^{1 1}	3,950	3,400
	一人一日あたりのごみ排出量 [g/人日] ^{1 1}	834	785
	最終処分量 [t] ^{1 1}	126	105
	環境苦情等のうち不法投棄の件数 [件] ^{1 2}	1	0
循環資源	資源化量 [t] ^{1 1}	695	628
	リサイクル率 [%] ^{1 3}	17.6	18.0
	集団資源回収と古紙リサイクルステーション回収の合計量 [t] ^{1 4}	173	149

※資源化量や古紙等の回収量は減少傾向にあるが、リサイクル率は増加している。

 コラム

4R (リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)

これまで循環型社会づくりの基本として広く知られてきたのは「3R (リデュース・リユース・リサイクル)」です。ごみを減らし、繰り返し使い、資源として再生利用するという考え方で、近年はこれに「リフューズ (Refuse)」を加えた「4R」という視点が注目されています。リフューズとは「不必要なものは最初から受け取らない」という行動です。 ＼レジ袋は不要です／

例えばレジ袋や使い捨てスプーンを断る、過剰包装の商品を避けるといった身近な選択が該当します。廃棄物の処理に着目するのではなく、ごみを発生させない工夫に重点を置く点が特徴です。



^{1 1} 不法投案件数と集団資源回収量増加率を除く指標の令和5年度の数値は、「一般廃棄物処理実態調査結果 (令和7年)」(環境省)を参照

^{1 2} 令和5年度の数値は、「神川町の環境 (環境白書) (令和6年)」(神川町)を参照

^{1 3} リサイクル率は、(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100の数値

^{1 4} 令和5年度の数値は、集団資源回収の実績値

(4) 基本目標4：気候変動の対策

地球温暖化の進行により、平均気温の上昇や猛暑日の増加、豪雨や干ばつなど極端な気象現象が頻発しています。これらは農作物の生育や収穫量に大きな影響を及ぼすだけでなく、熱中症など人々の健康被害を引き起こし、日常生活や地域経済にも深刻なリスクとなります。

気候変動対策は、将来の被害を防ぐための長期的課題であると同時に、現在の暮らしを守るためにも不可欠です。つまり、将来の影響を見据えるだけでなく、すでに顕在化している課題に適応することが求められています。

(ア) 重点施策

① 気候変動対策事業

本町では、町の気候変動適応を推進するための拠点として、「神川町気候変動適応センター」を設置しています。本センターの運営を通じて、気候変動の影響及び気候変動適応に関する情報を収集、整理、分析し、町民や関係機関に幅広く提供します。この情報は、埼玉県適応センターとも共有し連携を深めることで気候の変化に柔軟に対応できる地域づくりを目指します。

また、本町の特徴的な自然、経済、社会的状況に応じた気候変動への適応策を推進します。具体的には、温暖化に対する耐性が高い農業の推進や、クールスポットの拡充や熱中症特別警戒アラートを通じた気候変動への適応力を高める取組みを進めていきます。

(イ) 施策内容

① 高温・豪雨・干ばつに対する耐性が高い農業の推進

主体	施策・取組みの概要
町	・ 研究機関・農協・事業者と連携し、農業技術や農業資材の開発、品種改良の支援を行い、気候変動に対応可能な農業の普及を推進します。
町民	・ 家庭菜園や学校教育で新たな品種を試験的に導入し、地産地消と環境保全型農業への理解と普及に協力します。
事業者	・ 農家と協働して市場ニーズに合った流通網を整備するとともに、品種供給に向けた技術開発を推進します。

② 熱中症対策の推進

主体	施策・取組みの概要
町	・ クールスポットを拡充し、熱中症特別警戒アラートを防災行政無線やメールなどで発信することで町民の健康管理を強化します。
町民	・ 暑さ対策グッズの利用や水分補給を習慣化し、地域で高齢者や子どもの見守り活動を行います。
事業者	・ 従業員の労働環境を改善し、冷房・休憩体制を整え、健康教育を実施します。

(ウ) 指標

表 4-4 指標一覧

施策の分野	指標	令和5年度 (2023年度)	令和17年度 (2035年度)
健康	クーリングシェルターおよびクールスポットの合計設置数 [施設] ¹⁵	18	22

¹⁵ 令和5年度の数値は、神川町公式ホームページ（令和7年度のデータ）を参照

(5) 基本目標5：環境教育の推進

持続可能な社会を実現するためには、一人ひとりが環境問題を自らの課題として捉え、行動につなげることが欠かせません。その基盤となるのが環境教育です。環境教育は、子どもから大人まで幅広い世代が環境への理解を深め、日常生活や仕事の中で具体的な行動に移す力を育むものです。また、世代や立場を超えて知識や経験を共有することで、地域全体に協力と相互理解の輪を広げる役割も果たします。知識の普及と行動変容を両立させる環境教育の推進は、町・町民・事業者が連携し、将来にわたり持続可能な地域を築くための土台となります。

(ア) 重点施策

① 環境教育推進事業

今日の環境問題の多くは、日常の生活や事業活動が深く関わっています。そのため、町、町民、事業者がそれぞれの立場で環境について学び、理解を深め、身近な行動へつなげていくことが重要です。

本町では、ゼロカーボンシティ宣言の下、町・町民・事業者が一体となって持続可能な社会を実現することを目指しています。学校では、学校周辺のごみの清掃活動や自然観察、地域の環境資源を活用した学習などを通して、子どもたちが環境への関心や行動力を育む取組みを行っています。また、地域においても、資源回収活動や環境イベントなどに子どもから高齢者まで幅広い世代が参加し、地域全体で環境意識を高める取組みを進めています。さらに、事業者は、地域社会の一員として、学校や地域行事との協働を通じた環境学習の支援や、事業者内での環境教育活動を推進しています。

一方で、情報周知度や町民間の環境意識の差により、環境事業の参加者層が固定化するなどの課題も見られます。また、地球温暖化対策や循環型社会の実現は、最先端の技術や情報を踏まえた柔軟な対応が求められており、町単独での対応には限界があるのが現状です。

今後は、広域的な視点に立ち、近隣自治体や企業、大学、研究機関との連携を一層強化し、最新かつ町に適した技術や情報を取り入れて、町の施策や制度に反映していきます。併せて、町民や事業者に対しては、デジタル教材や体験型プログラムを導入し、町内外の環境情報を誰もが平等に学べる場を提供していきます。

本事業では、環境学習に関する機会や場所の提供を進めるとともに、情報提供の充実に努めることで、地域全体の環境意識をより一層高め、町民が主体的に行動する文化を醸成し、豊かな自然と調和した快適で持続可能な地域づくりに取り組んでいきます。

(イ) 施策内容**① 学校や町有施設での環境教育の機会の増加**

主体	施策・取組みの概要
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程や町有施設の講座に環境学習を組み込み、幅広い世代が学べる体験型プログラムを整備します。 ・ 環境を大切に作る人づくりのため、環境学習を推進します。 ・ 町の次代を担う子どもたちに、環境教育を推進します。 ・ 環境に関する学習の場の提供、充実に努めます。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域・環境学習や講座に積極的に参加し、家庭や地域活動へ学びを広げ実践につなげます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場体験や出前授業を通じ、自社の環境活動を紹介し、次世代教育へ貢献します。 ・ 職場において環境に関するセミナーや講演会を開催します。

② 行動変容を目的とするエコツアーや森林再生プロジェクト等の町民参加型イベントの開催

主体	施策・取組みの概要
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政主導で河川などの地域資源を活かした多様な参加機会を提供し、町全体の環境意識向上につながる場を創出します。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントに参加し、自然保全や省エネ活動を生活に取り入れます。 ・ 地域の環境保全活動（ごみゼロ運動等）に積極的に参加します。 ・ 地域の環境美化保全活動や環境ボランティア活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの協賛や技術提供を行います。 ・ 環境ボランティア活動への参加機会提供に協力します。

③ 環境情報の収集・公開・共有の推進

主体	施策・取組みの概要
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の環境に関する定性・定量データを収集し、体系的に整理し、分かりやすく公開します。定期的かつ双方向的な情報発信を行い、地球温暖化防止に町全体で協力して取り組む仕組みづくりに努めます。 ・ 町の環境状況について取りまとめた「神川町の環境」を引き続き公表します。 ・ 町民一人ひとりが環境モラルを守れるよう、普及啓発に努めます。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開情報を閲覧し、日常生活の改善や地域活動の実践に役立てます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の取組みや関連データを町と共有し、連携して発信することで、地域の環境意識向上に貢献します。

主体	施策・取組みの概要
事業者	・ 従業員一人ひとりが環境モラルを守るようにします。

(ウ) 指標

表 4-5 指標一覧

施策の分野	指標	令和5年度 (2023年度)	令和17年度 (2035年度)
教育機関 ・ 行動変容 ・ 情報発信	神流川クリーン作戦の参加人数 [人]	280	335
	多目的交流施設等での環境関連イベント開催数 [回] ¹⁶	4	5
	杉戸町との上下交流事業の参加人数 [人]	40	80
	森林ボランティア育成事業の開催数 [回] ¹⁷	3	4
	森林ボランティア育成事業への参加人数 [人] ¹⁷	40	50
	「神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー」参画企業数 [社]	4	14

¹⁶ 「神川町令和5年度行政報告書」(神川町)より緑の森マルシェや、グリーンフォレストマルシェ、コスモスマつりの開催数を参照

¹⁷ 「神川町令和5年度行政報告書」(神川町)を参照

 コラム

杉戸町・神川町相互交流協定

本町は、杉戸町（埼玉県東部）との交流を通じて、森林を守り、地域をつなぐ取り組みを続けています。平成13年（2001年）の埼玉県植樹祭をきっかけに始まった両町の関係は、翌年の「杉戸町・神川町交流の森」森林整備協定の締結から令和7年（2025年）で23年を迎えました。杉戸町の暮らしを支える水源地として、本町では森林整備や森林環境教育体験ツアーを行い、杉戸町の「流灯まつり」には町産木材を提供してきました。令和7年（2025年）11月1日には、地球温暖化対策の推進に向けて内容を拡充した新たな相互交流協定書を締結し、記念植樹を実施しました。今後は、「埼玉県森林CO₂吸収量認証制度」の取得も目指し、森を通じたまちづくりを一層進めていきます。

第5章 計画の実施及び進捗管理

(1) 実施

(ア) 進行管理

第4章の指標に基づき、毎年度、各指標の達成状況を確認することで、本計画の着実な推進を図るほか、温室効果ガス排出量及び成果指標の達成状況については、毎年度、町のホームページ等で公表します（表5-1）。なお、施策の実施状況に応じて、管理項目を見直すこととします。

表5-1 指標一覧

施策の分野	指標	令和5年度 (2023年度)	令和17年度 (2035年度)
エネルギー	部門・分野別 CO ₂ 排出量の合計 [千 t-CO ₂]	179	119
	電気使用量 [MWh/年]	85,710	70,200
	再エネ発電電力量 [MWh/年] ¹⁸	40,303	166,679
	再エネの導入設備容量 [kW] ¹⁹	29,827	138,885
	太陽光発電設備（10kW 未満）の導入件数 [件]	369	480
	町域の電気使用量に占める FIT・FIP 導入の割合 [%]	50	60
	EV 充電スタンド数 [件]	3	8
交通・移動	町営バスおよびデマンドバスの乗客者数 [人]	1,100	3,000
	低公害庁用車の導入数 [台]	24	30
大気汚染	大気汚染物質 SPM（浮遊粒子状物質）の環境基準達成状況	達成	現状維持
	大気汚染物質 NO ₂ （二酸化窒素）の環境基準達成状況	達成	現状維持
	大気中のダイオキシン濃度の環境基準達成状況 （0.6pg-TEQ/m ³ 以下）	全地点で達成	現状維持
	光化学オキシダントの環境基準達成状況	未達成	達成
森林資源	年間素材生産量（木材） [m ³]	2,213	6,000
	森林ボランティア育成事業への参加人数 [人]	40	50
	森林活用交流事業の開催数 [回]	3	5

¹⁸ 令和32年度（2050年度）の目標値は232,674MWh。ここでは本計画期間外のため、表には記載していない。

¹⁹ 令和32年度（2050年度）の目標値は184,913kW。ここでは本計画期間外のため、表には記載していない。

施策の分野	指標	令和5年度 (2023年度)	令和17年度 (2035年度)
水資源	河川の水質 BOD の環境基準達成状況	9 地点中 8 地点で達成	9 地点すべてで 達成
	河川の水質 SS の環境基準達成状況	9 地点すべてで 達成	現状維持
動物	アライグマの年間駆除数 [頭]	62	65
	狂犬病予防接種率 [%]	77.5	83.5
ごみの廃棄	ごみの総排出量 [t]	3,950	3,400
	一人一日あたりのごみ排出量 [g/人日]	834	785
	最終処分量 [t]	126	105
	環境苦情等のうち不法投棄の件数 [件]	1	0
循環資源	資源化量 [t]	695	628
	リサイクル率 [%]	17.6	18.0
	集団資源回収と古紙リサイクルステーション回収の合計量 [t]	173	149
健康	クーリングシェルターおよびクールスポットの合計設置数 [施設]	18	22
教育機関 ・ 行動変容 ・ 情報発信	神流川クリーン作戦の参加人数 [人]	280	335
	多目的交流施設等での環境関連イベント開催数 [回]	4	5
	杉戸町との上下交流事業の参加人数 [人]	40	80
	森林ボランティア育成事業の開催数 [回]	3	4
	森林ボランティア育成事業への参加人数 [人]	40	50
	神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー参画企業数 [社]	4	14

(イ) 推進・連携体制

本計画に基づき、本町における地球温暖化対策を体系的・計画的に実施・推進していくためには、関係部署間の連携・調整が不可欠です。総合的かつ計画的な推進を図るため、各部署等の地球温暖化対策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報共有、分野横断的な取り組みや連携企画の立案を行うなど、全庁的な取り組みを推進します。

本町では、ゼロカーボンシティの実現を効果的に推進するため、町長をトップとし、環境部局のみならず全ての部局が参画する横断的な推進体制を構築します。特に、本計画の主管部局である「防災環境課」以外の部局による、温室効果ガスの排出量削減等を主たる目的としない施策についても、当該施策が排出量削減に関係ある施策である場合には、本計画と連携していきます。

また、近隣の地方自治体、大学、企業、環境関連の取り組みを行う団体、及び町民との庁外連携や交流を図り、地域全体で本計画を策定・実行していきます。

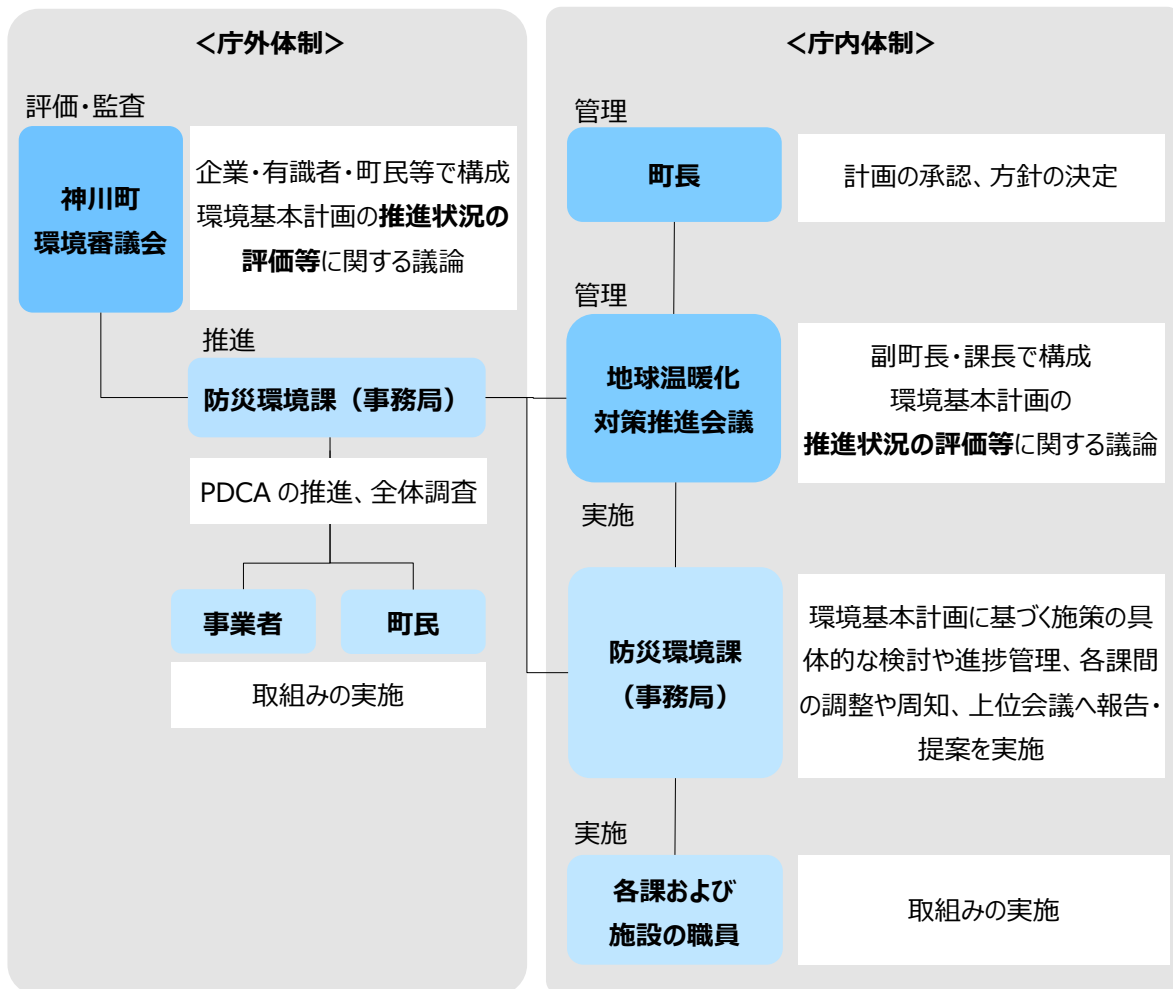


図 5-1 神川町における区域施策編の推進体制

(2) 進捗管理・評価

計画の推進にあたっては、計画を着実に実施し、その費用対効果や継続的改善を図るため、マネジメントの基本的なサイクルである、「PDCA サイクル（計画“Plan”、実行“Do”、点検評価“Check”、改善“Act”の4つのプロセスを繰り返すことで、プロセスを継続的に改善していく手法）」にしたがって進捗管理を行います。PDCA サイクルのイメージは以下のとおりです。

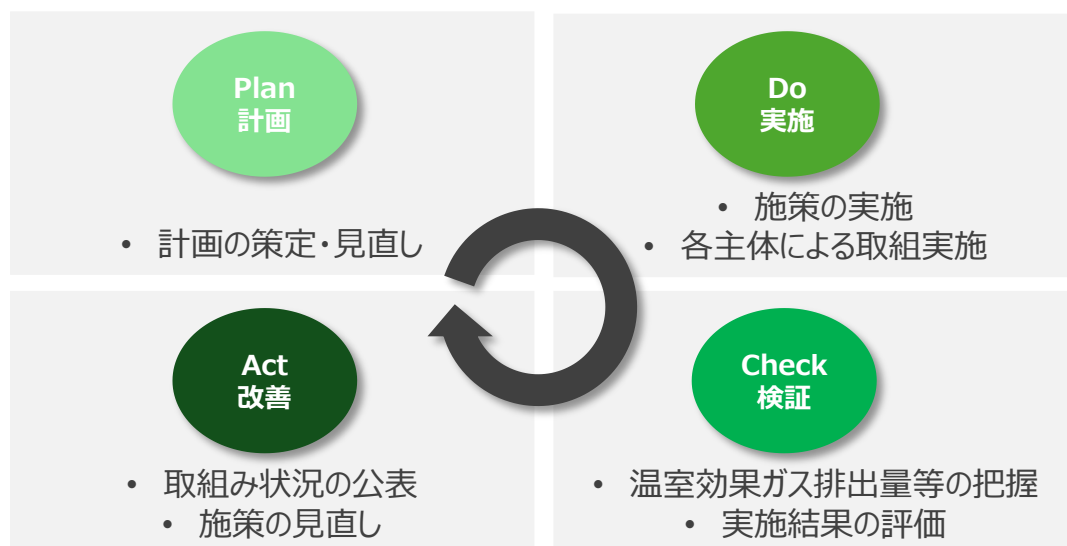


図 5-2 神川町における区域施策編の推進体制

本計画を推進し、効果的な進捗管理を行うため、PDCA サイクルに基づいて、取組みの継続的な改善と推進を図ります。なお、計画における目標の達成状況及び施策の実施状況を点検し、環境白書「神川町の環境」にて公表します。さらに、計画の実現に向けて、神川町環境審議会、地球温暖化対策推進会議や町民、事業者との連携・協力により望ましい環境像を示し、適切に推進します。

資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

(1) 関係条例等

(ア) 神川町環境基本条例

○神川町環境基本条例

平成 18 年 1 月 1 日条例第 122 号
改正 平成 28 年 3 月 22 日条例第 8 号

前文

私たちのまち神川は埼玉県の北西部にあって、群馬県との県境をなす神流川沿いに広がっている。県立上武自然公園の一角に位置する城峯山や御嶽山などの緑豊かな山々、水豊かで清らかな神流川に代表される清流に恵まれたこの地では、古くから人々の暮らしが営まれ、多くの有形・無形の文化財を残すとともに地域に密着した祭りや獅子舞などの伝統行事も生まれ、自然・歴史・文化のバランスのとれた町として着実に発展を続けている。

しかしながら、人口増加や都市化の波に豊かな自然が徐々に減少し、環境への負荷を生じさせる社会経済活動や、ライフスタイルの変化に伴う、都市生活型公害や廃棄物問題なども深刻化している。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共存する中で、環境への負荷の少ない持続的に発展できる循環型社会の構築を目指し、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている立場にあることを自覚し、自らの社会生活や経済活動を見直すとともに、環境はすべての生命を育む母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っていることを認識しなければならない。

私たちは、健康で恵み豊かな環境を保全し、創造するために、たゆまない努力と英知を結集し、現在及び将来の町民の、安全で健康かつ文化的な生活を実現するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関し基本理念を定め、並びに町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するために必要な環境を確保し、現在及び将来の町民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物を含むものをいう。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共存する中で、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう、町、事業者、町民及び滞在者の公平な役割分担の下、協力して積極的に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、町域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する義務を有する。

(町民等の責務)

第6条 町民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 町民及び土地、建物その他の物件を所有し、占有し又は管理する者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町の基本的施策)

第8条 町は、環境の保全及び創造を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 大気、緑地、河川、地下水、土壌等の自然的構成要素の保全に関すること。
- (2) 野生生物の種の保存、生態系の保護等生物の多様性の確保を図るとともに、森林農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に関すること。
- (3) 町民が安全で健康に暮らせる潤いと安らぎのあるまちの創造、地域特性を活かした良好な景観及び歴史・文化遺産の保全に関すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に関すること、並びに地球環境保全の貢献に関すること。
- (5) 町民及び事業者が環境の保全及び創造に自主的かつ積極的に取り組めるよう、体系的な環境学習の推進に関すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため神川町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 施策の基本方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、神川町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(環境白書の作成及び公表)

第10条 町長は、環境の状況及び施策の実施状況等について環境白書を作成し、これを公表するものとする。

(環境審議会の設置)

第 11 条 良好な環境の保全及び創造に関する重要な事項について、町長の諮問に応じ調査及び審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき神川町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の組織）

第 12 条 審議会は、町長が委嘱する次に掲げる 15 人以内の委員をもって組織する。

- （1）町議会議員
- （2）農業委員
- （3）教育委員会の教育長及び委員
- （4）区長
- （5）環境衛生推進委員
- （6）識見を有する者
- （7）関係行政機関の職員

（委員の任期）

第 13 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 14 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 15 条 審議会の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係人の出席及び参考意見の聴取）

第 16 条 審議会において必要があると認めるときは、関係人の出席を求め参考意見又は説明を聴くことができる。

（庶務、委任）

第 17 条 審議会の庶務は、環境保全事務主管課において処理する。

2 第 11 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（規制、助成等の措置）

第 18 条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 町は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、測定等態勢の整備)

第 19 条 町は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に関する態勢の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 20 条 町は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するものとする。

(町民及び事業者の自主的な活動の促進)

第 21 条 町は、町民及び事業者が自主的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、情報の提供等の必要な措置を講ずるものとする。

(町民及び事業者との連携)

第 22 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等町民及び事業者との連携に努めるものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第 23 条 町は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取組みを必要とする施策について、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 22 日条例第 8 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日において現に在職する教育長が欠けた日又は平成 30 年 4 月 2 日のいずれか早い日から施行する。(後略)

(イ) 神川町ゼロカーボンシティ宣言

○神川町ゼロカーボンシティ宣言

令和6年3月5日

地球温暖化は、人類の生活基盤に関わる重大な環境問題の一つであり、その原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制は、世界共通の課題となっています。地球温暖化による気候変動の影響により、近年各地で猛暑、豪雨、台風などの気象災害が頻発しており、その脅威は町民生活にとりましても身近な問題となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」との目標が国際的に広く共有されました。

その後、2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されました。

そして、政府は、この目標に向けて2020年10月、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明しました。

本町でも、この目標達成に向け、町が有する緑豊かな自然環境を後世に引き継ぎ、「未来につなぐ 住みよい神川」を実現するため、町民、事業者の皆さまとの協働で地球温暖化対策を進め、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言します。

(ウ) 神川町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（一部抜粋）

別表2 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
埼玉県立自然公園条例	県立自然公園の特別地域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
農地法	農用地区域内の農地・牧草放牧地 甲種農地・採草放牧地 第1種農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。

(2) 計画の策定の体制と経緯

(ア) 神川町環境審議会委員名簿

委嘱期間 令和7年9月29日から2年間

委員内役職	氏名（敬称略）	役職名
	新井 太一	町議
	柴崎 愛子	町議
	川浦 雅子	町議
副会長	木村 豊	農業委員会会長
	西村 享	教育委員会教育長職務代理
	高澤 利藏	区長会長
会長	木村 光伸	環境衛生推進委員会会長
	横山 和幸	環境衛生推進委員会副会長
	浅見 茂夫	環境衛生推進委員会副会長
	荒木 美弘	商工会長
	戸塚 千里	大鵬薬品（株）安全衛生環境部
	山本 美恵子	埼玉ひびきの農協神川支店長
	前川 英寿	小山川クリーンセンター所長
	山下 弘晃	埼玉県北部環境管理事務所長

(イ) 計画策定の経緯

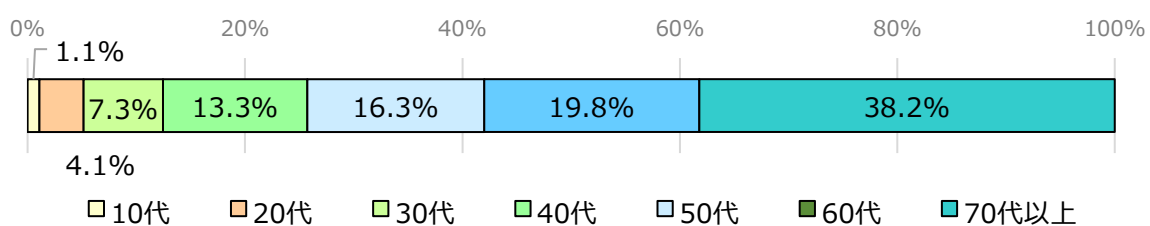
年月日	策定経過
令和7年 8月15日(金)～ 令和7年 9月12日(金)	環境に関する町民・事業者アンケート調査の実施 ・ 環境に関する問題・取り組みへの関心や、省エネ・脱炭素に繋がる設備の導入状況、低燃費型車両の導入状況、環境配慮行動の状況、町への要望などについての回答を収集
令和7年 9月29日(月)	令和7年度第1回環境審議会 ・ 神川町環境基本計画と神川町温暖化対策実行計画（区域施策編）を諮問 ・ 神川町環境基本計画に神川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含することを決定 ・ 神川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関する温室効果ガス排出量の推計、再エネポテンシャルの推計、目指すべき将来像の検討、町民・事業者アンケート結果の共有
令和7年 11月28日(金)	令和7年度第1回地球温暖化対策推進会議 ・ 神川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案の検討
令和7年 12月8日(月)	令和7年度第2回環境審議会 ・ 神川町環境基本計画の素案の検討、委員・地球温暖化対策推進会議の意見の集約、パブリックコメントの検討
令和7年 12月15日(月)～ 令和8年 1月15日(木)	令和7年度パブリックコメントの実施 ・ 神川町環境基本計画（案）（含 神川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・神川町気候変動適応計画）に関する町民からの意見・情報を募集
令和8年 2月18日(水)	令和7年度第2回地球温暖化対策推進会議 ・ 神川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定案の検討
令和8年 3月17日(火)	令和7年度第3回地球温暖化対策推進会議 ・ 神川町環境基本計画、神川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定案の確認・検討
令和8年 3月26日(木)	環境審議会会長・副会長から答申

(3) アンケート調査

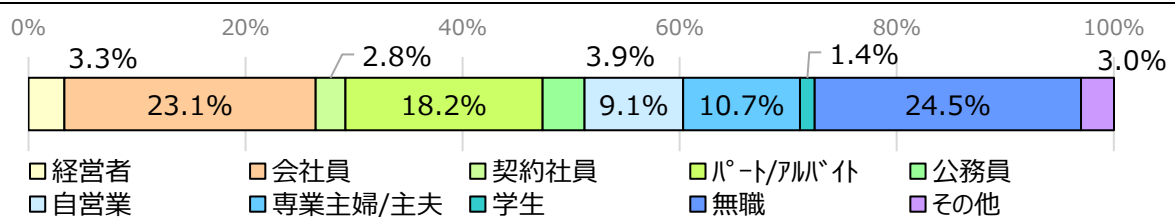
脱炭素社会の実現に向けて、今後行政が取り組むべき施策を検討するにあたり、本町における環境に関する取組み状況に関して、町民 1,001 人、町内事業者 51 社を対象に、令和 7 年（2025 年）8 月 15 日から 9 月 12 日にかけてアンケートを実施し、町民 374 人、事業者 38 社から回答がありました。本項では、アンケートの結果を以下のとおり整理しています。

(ア) 町民アンケート

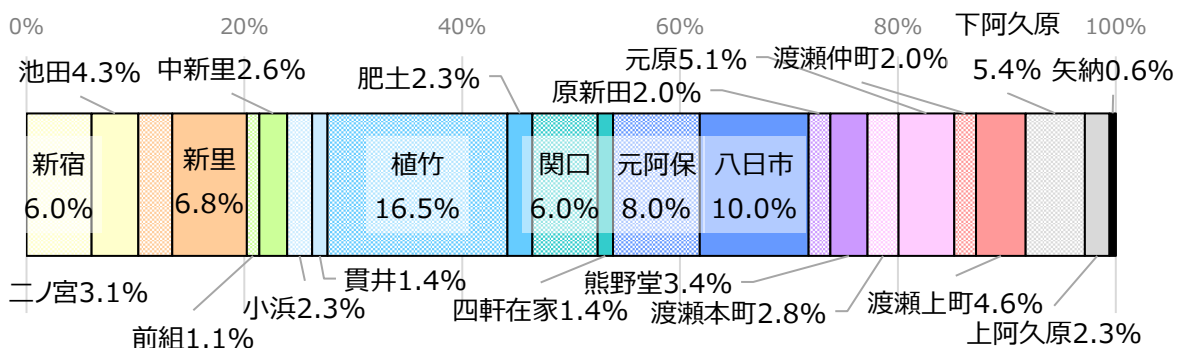
① 年齢 (n=369)



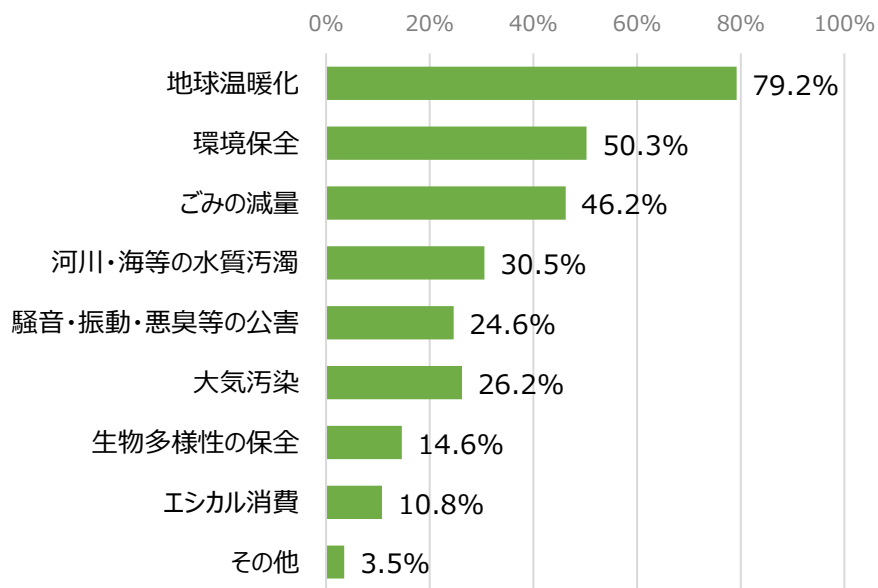
② 職業 (n=363)



③ お住まいの地域 (n=351)

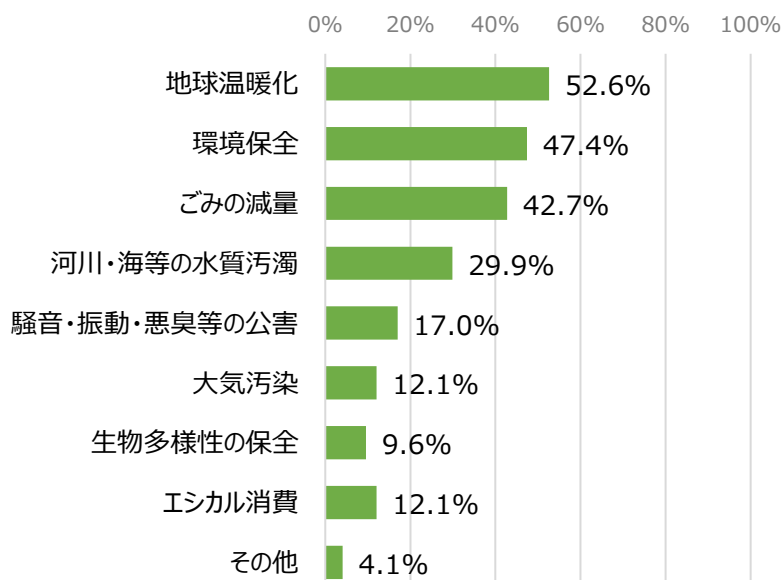


④ 環境に関する問題や取組みについて関心があるものを選んでください。(n=370)

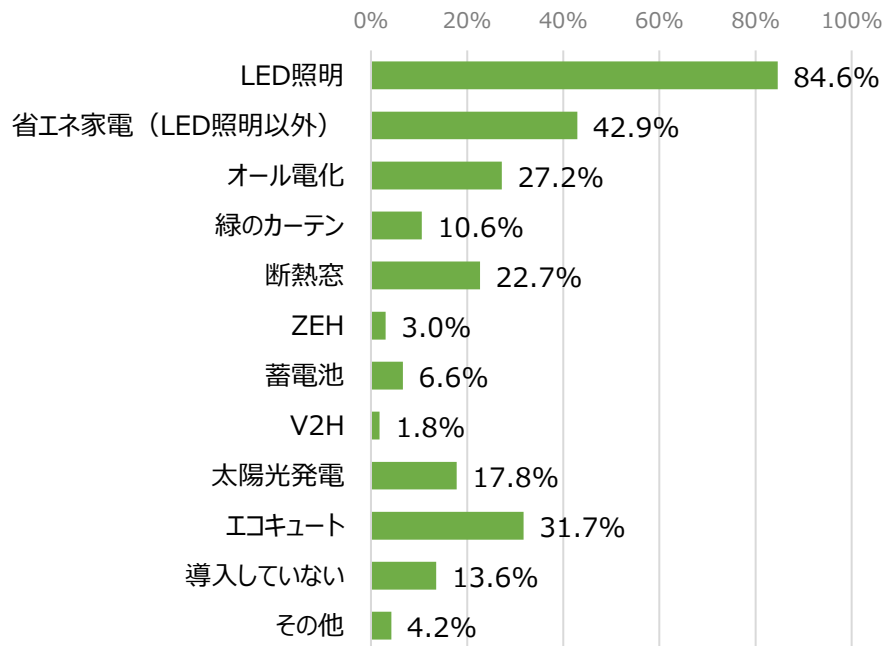


※エシカル消費とは、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。

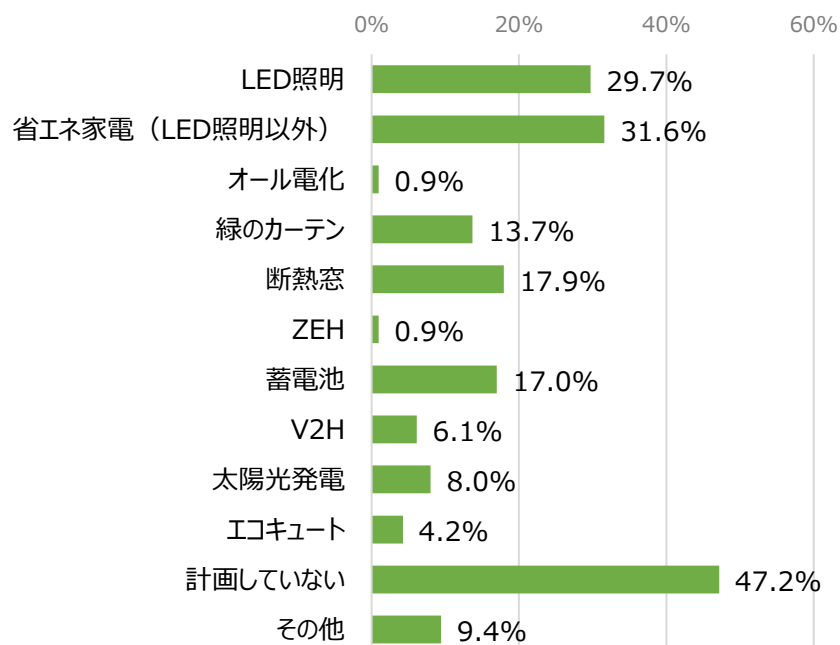
⑤ 環境に関する問題や取組みについて、今後、神川町が重点的に取り組むべきと思うものを選んでください。(n=365)



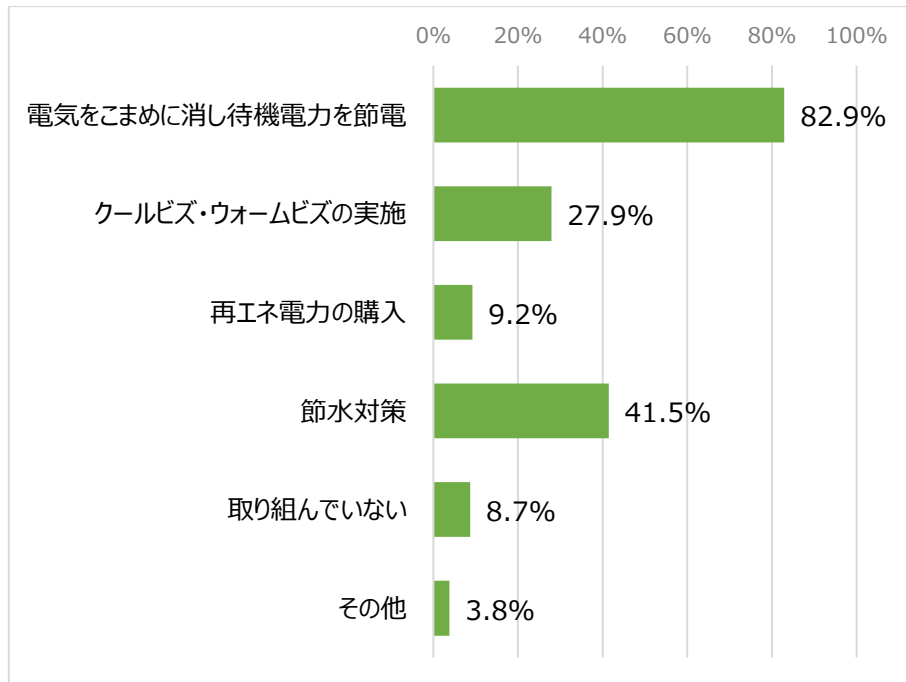
⑥ ご家庭で省エネや脱炭素に繋がる設備の導入を行っていますか。(n=331)



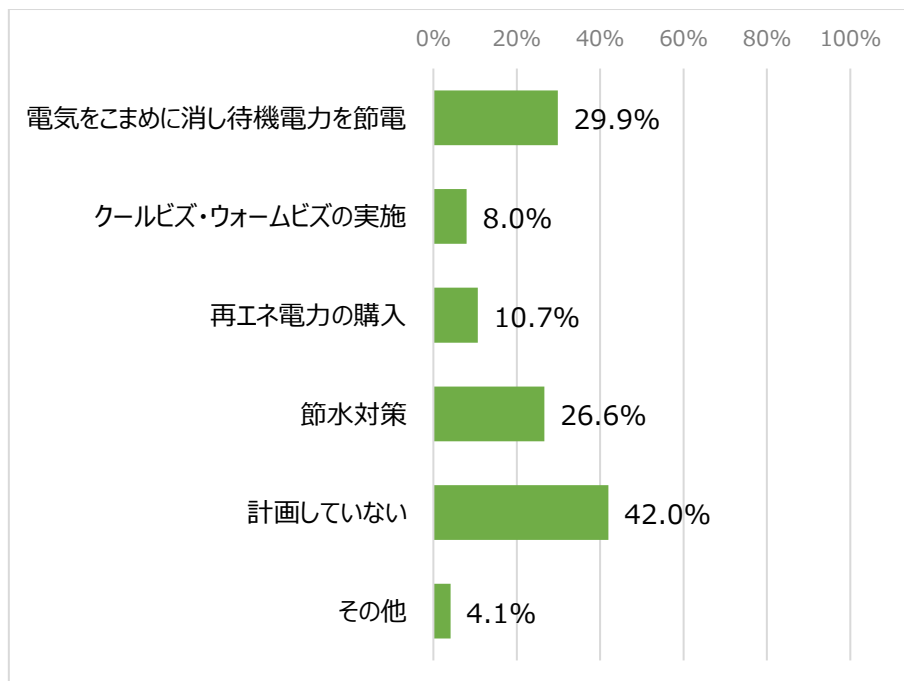
⑦ 今後、省エネや脱炭素に繋がる設備の導入を計画していますか (実施済み以外)。(n=212)



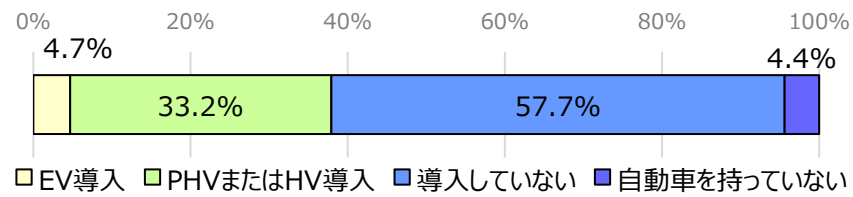
⑧ ご家庭、勤務先で省エネや脱炭素に関して意識していることや取り組んでいることはありますか。(n=369)



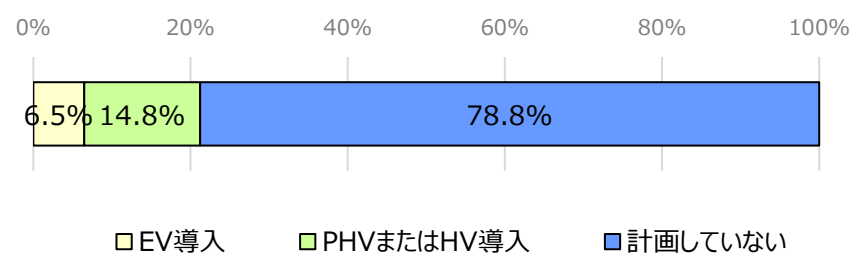
⑨ 省エネや脱炭素に関して計画していることはありますか（実施済み以外）。(n=338)



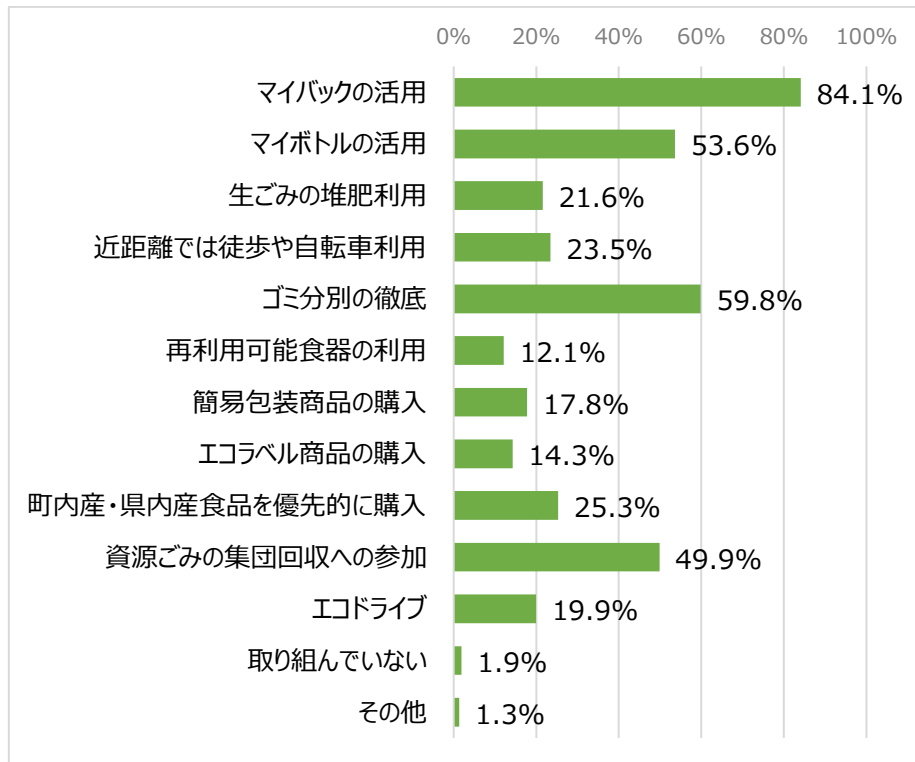
⑩ 低燃費型車両の導入をしていますか。(n=364)



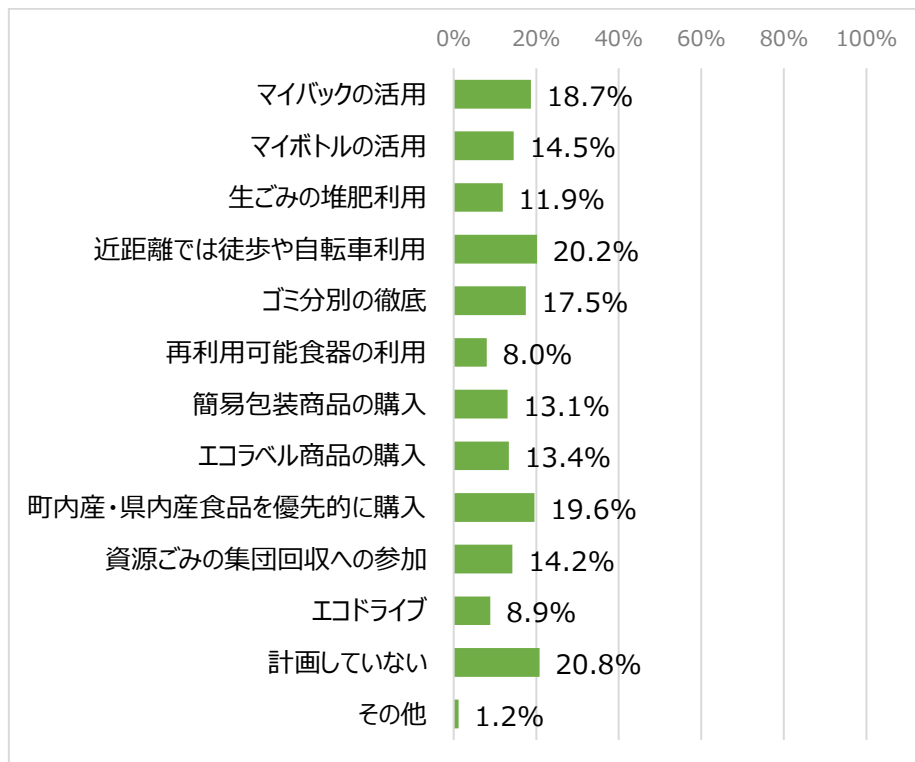
⑪ 今後、低燃費型車両の導入を計画していますか（導入済み以外）。(n=325)



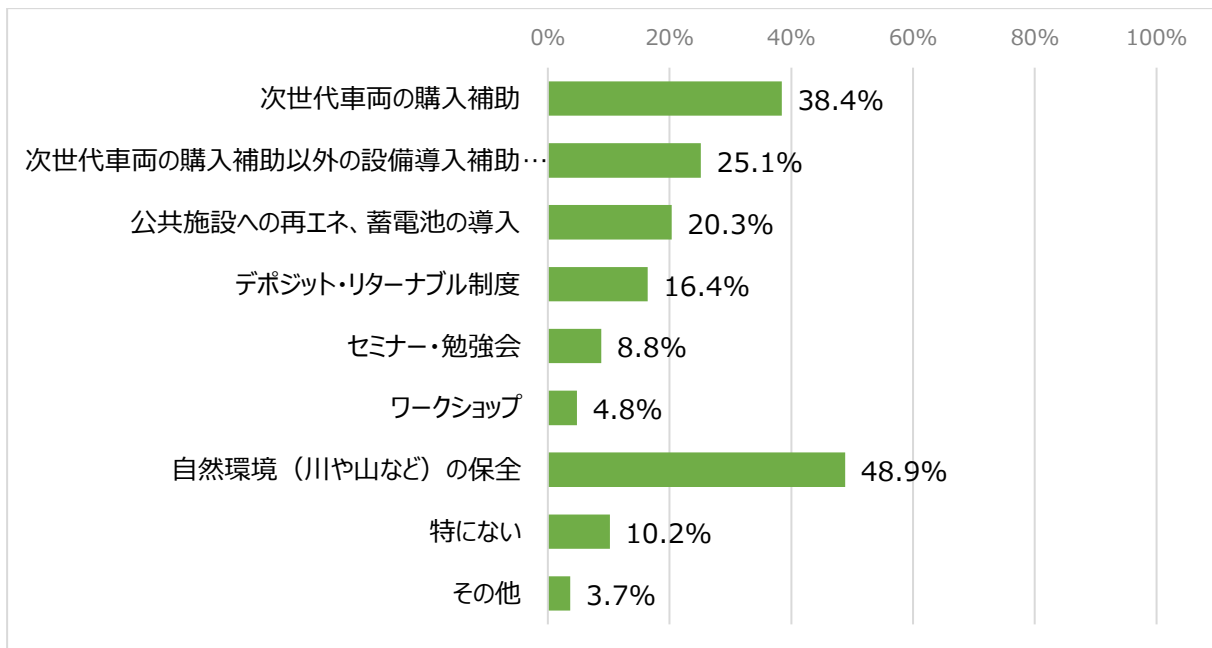
⑫ 環境に配慮した行動をしていますか。(n=371)



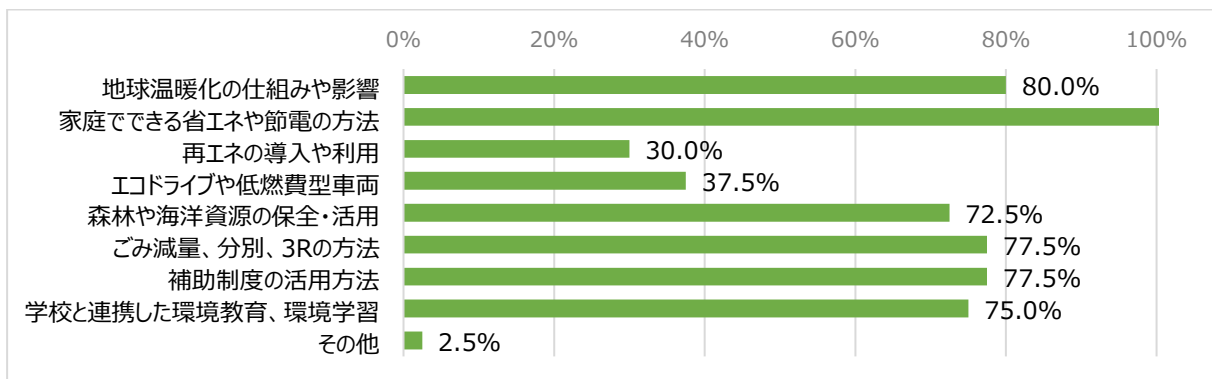
⑬ 環境に配慮した行動をすることを計画していますか（実施済み以外）。(n=337)



⑭ 今後、地球温暖化対策として神川町に実施もしくは強化・拡充してほしい取組みはありますか。
(n=354)



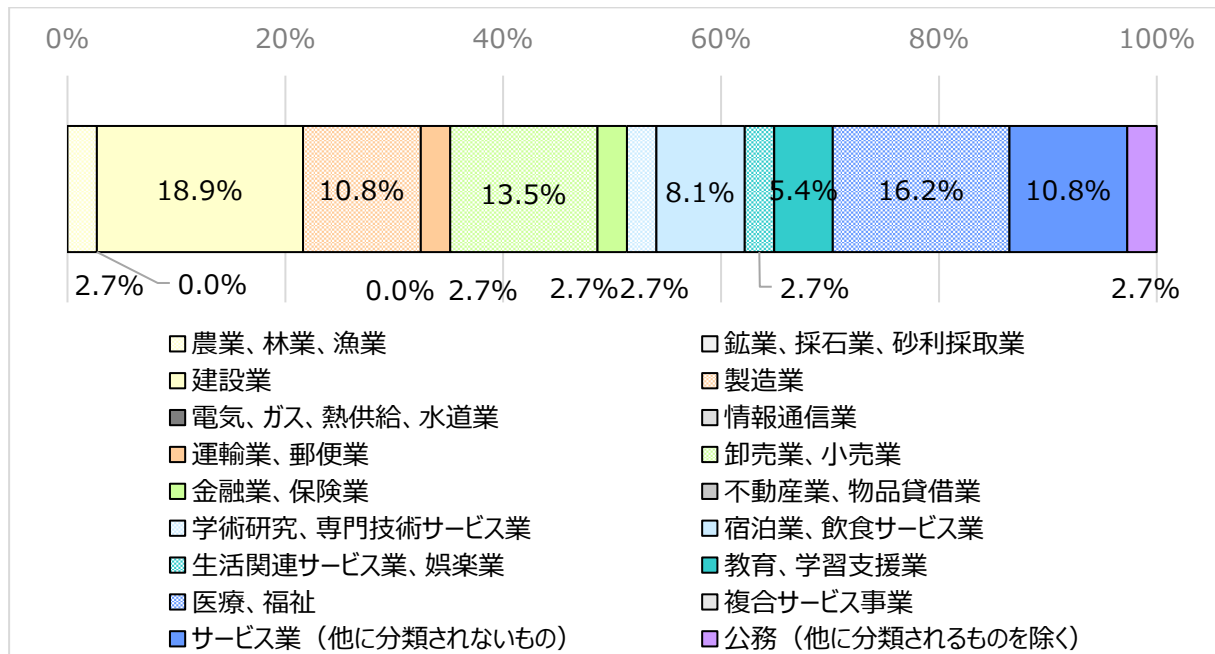
⑮ （⑭で「セミナー・勉強会」、「ワークショップ」を選択した方）町がセミナー・勉強会やワークショップを行う場合、どのようなテーマを希望しますか。（n=40※）



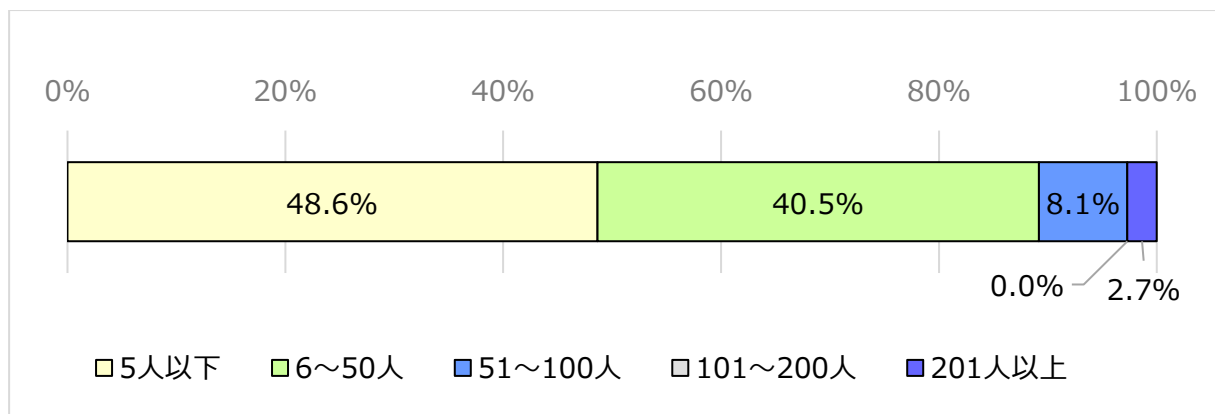
※⑭にて、「セミナー・勉強会」、「ワークショップ」を選択した人以外の回答も含まれているため、100%を超える選択肢が存在する。n数は⑭にて、「セミナー・勉強会」、「ワークショップ」を選択した人の数を示す。

(イ) 事業者アンケート

① 業種 (n=37)



② 規模 (n=37)



③ 環境に関する問題や取組みについて、貴団体として関心があるものを選んでください。(n=38)

第1章

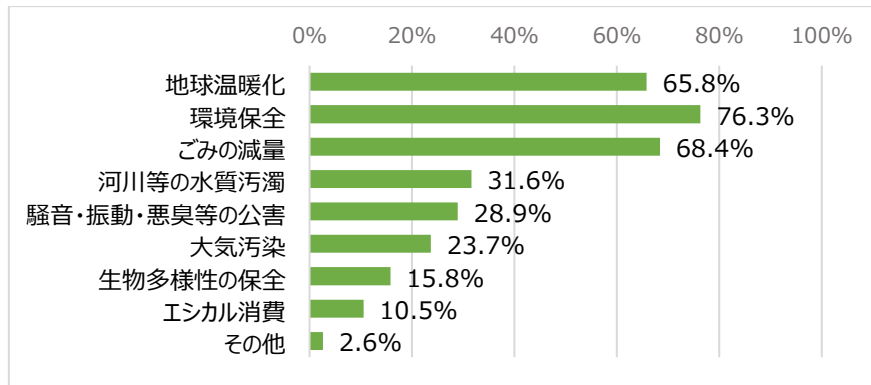
第2章

第3章

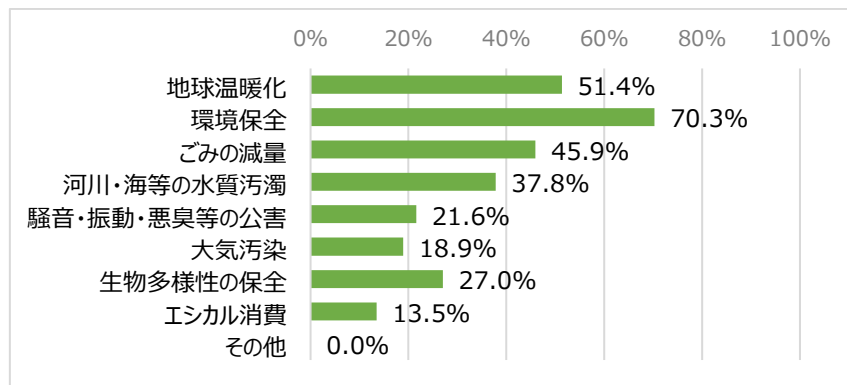
第4章

第5章

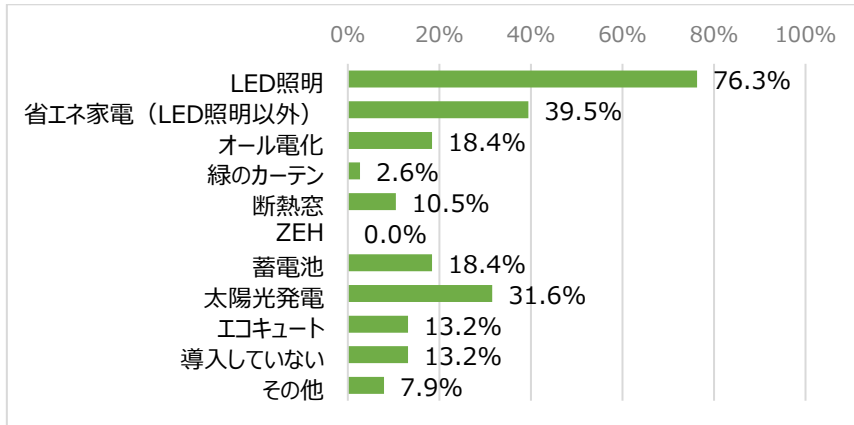
資料編



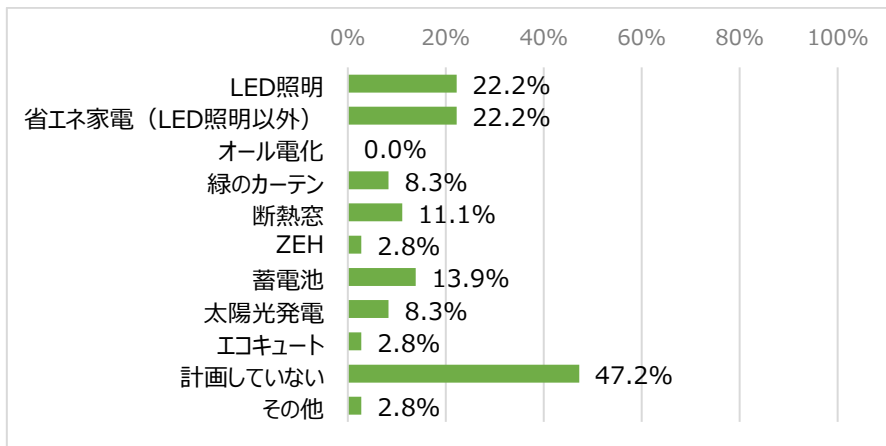
④ 環境に関する問題や取組みについて、今後、神川町が重点的に取り組むべきと思うものを選んでください。
(n=37)



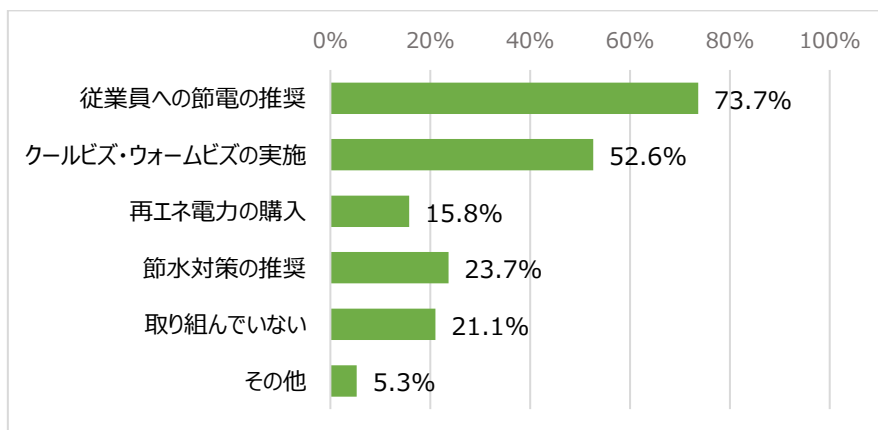
⑤ 事業所、活動拠点で省エネや脱炭素に繋がる設備の導入を行っていますか。(n=38)



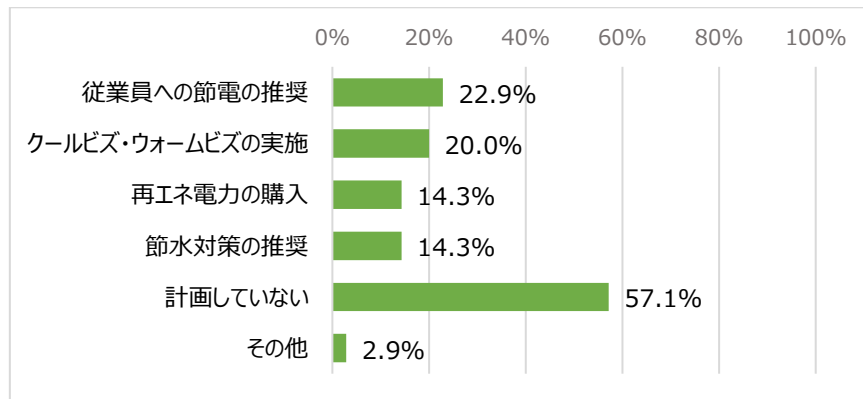
⑥ 今後、省エネや脱炭素に繋がる設備の導入を計画していますか (実施済み以外)。(n=36)



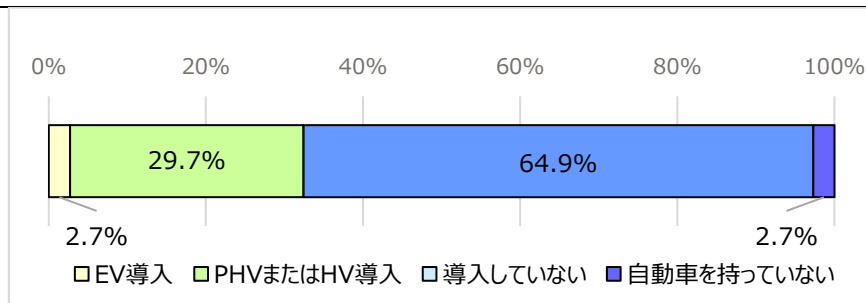
⑦ 省エネや脱炭素に関して意識していること、取り組んでいることはありますか。(n=38)



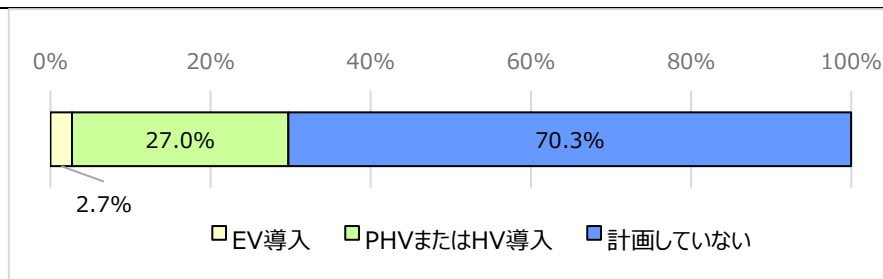
⑧ 省エネや脱炭素に関して計画していることはありますか（実施済み以外）。（n=35）



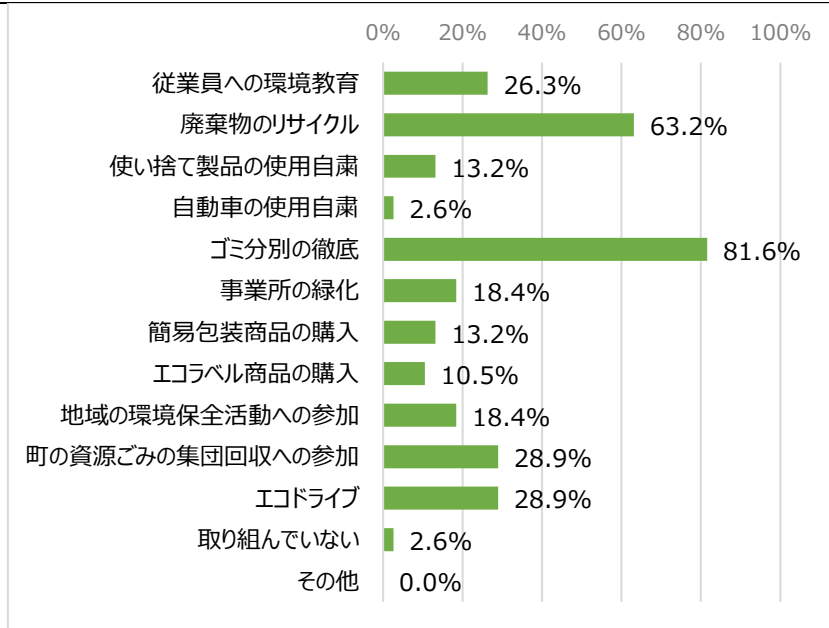
⑨ 低燃費車両を導入していますか。（n=37）



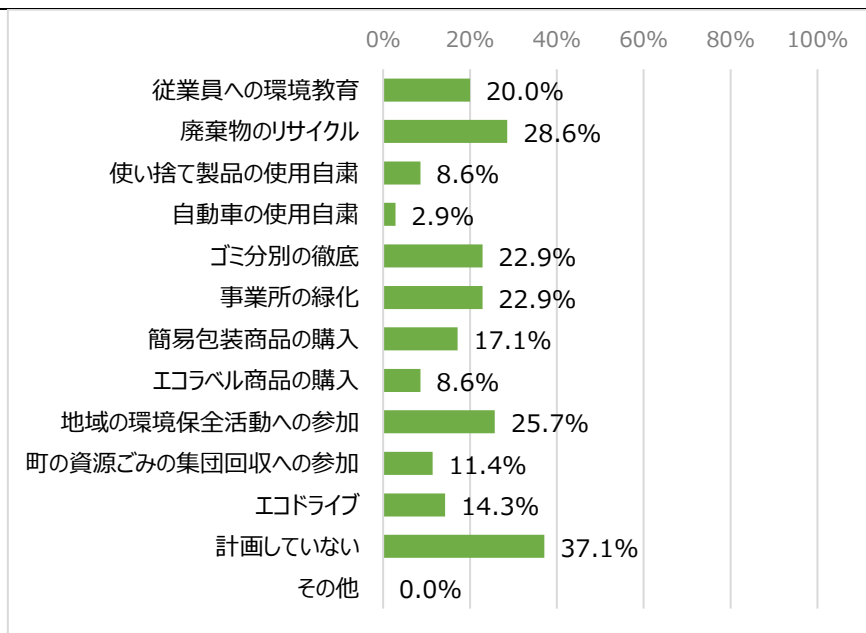
⑩ 今後、低燃費型車両の導入を計画していますか（導入済み以外）。（n=37）



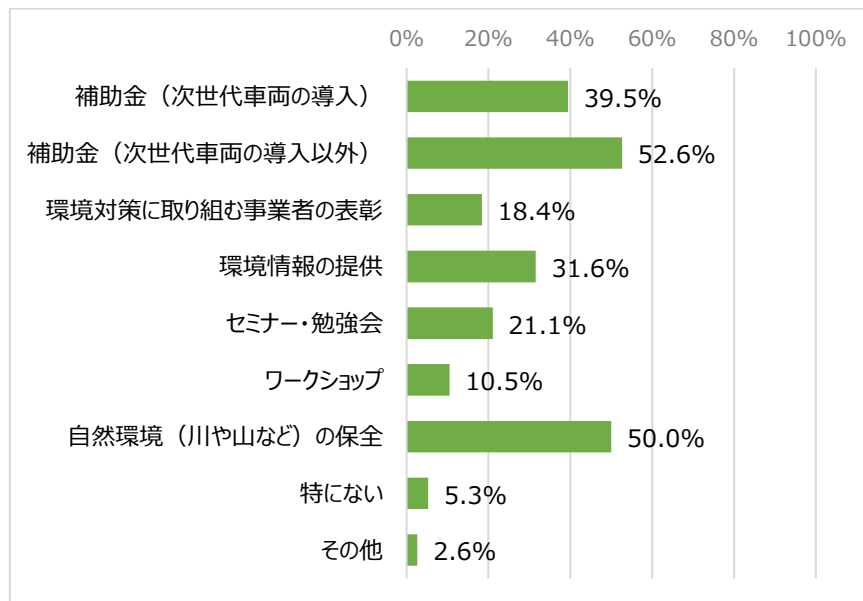
⑪ 環境に配慮した行動をしていますか。(n=38)



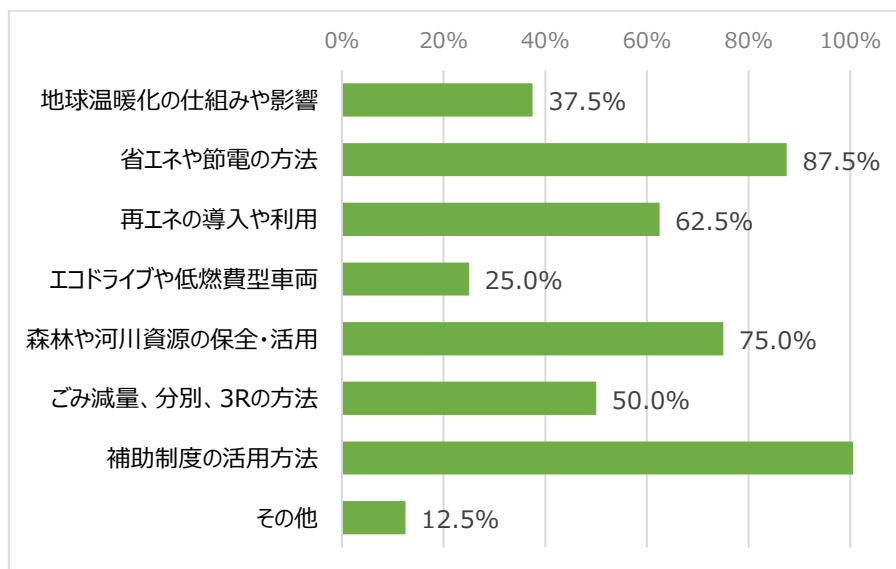
⑫ 環境に配慮した行動をすることを計画していますか。(実施済み以外) (n=35)



⑬ 今後、地球温暖化対策として神川町に実施もしくは強化・拡充してほしい取組みはありますか。
(n=38)

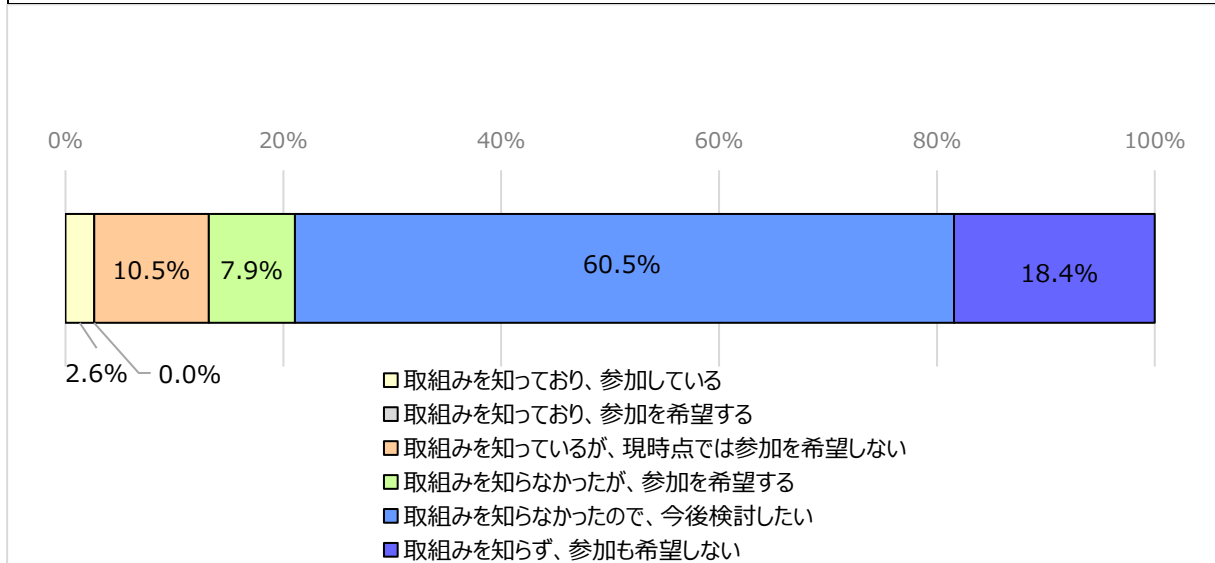


⑭ （⑬で「セミナー・勉強会」、「ワークショップ」を選択した事業者）神川町がセミナー・勉強会やワークショップを行う場合、どのようなテーマを希望しますか。（n=8※）



※⑬にて、「セミナー・勉強会」、「ワークショップ」を選択した人以外の回答も含まれているため、100%を超える選択肢が存在する。n数は⑬にて、「セミナー・勉強会」、「ワークショップ」を選択した人の数を示す。

⑮ 本町が進めている「ゼロカーボン推進パートナー」の取組みについてご存じかどうか、また取組みに参加したいかどうかをお聞かせください。(n=38)



(4) 用語の解説

【ア行】

アスベスト（石綿）

建物の断熱材などに使われた天然の鉱物繊維の総称。吸い込むと健康に悪影響を与えるため、現在は使用が禁止されている。

維持流量

河川の生態系や水利用を保つために常時確保すべき最小の流量。取水やダム運用時の基準となる。

営農型太陽光

農地において、作物栽培と発電を両立できる太陽光発電。これにより、収益多角化と再エネ導入を図ることができる。

エコツアー

自然・歴史・文化など地域固有の資源を保護しながら、これらを体験し学ぶこと。地域経済と環境保全の両立を目指したツアー。

エコドライブ

急加速を避け、適正速度を心がけ、不要な荷物を削減することで燃費を高める運転手法。また、事故抑止にも有効となる。

エコライフ

省エネ・節水・4R等、日常生活で環境負荷を減らす暮らし方。健康・家計にも好影響を与える。

エネルギーマネジメントシステム（EMS : Energy Management System）

関連するデータを収集分析し、エネルギー使用の最適化、効率的な利用を促進することで、エネルギー使用量の削減を図るための技術。「Energy Management System」の頭文字を取って「EMS」とも呼ばれる。

オゾン層

地上から約10～50km上空の成層圏にある、オゾン（O₃）が多く存在する大気中の層。太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、生き物を守っている。

温室効果ガス

地球の大気中に存在し、熱を閉じ込めて気温を上昇させる性質を持つガス。主なものにCO₂、メタンなどがあり、地球温暖化の原因となる。

【カ行】

家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶式、有機EL式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

神川町版スーパー・シティプロジェクト

神川町における地域まちづくり計画。埼玉県は、超少子高齢化社会を見据え、市町村の「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の3要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを支援する「埼玉県版スーパー・シティプロジェクト」を実施している。神川町は、このプロジェクトにエントリーし、策定した地域まちづくり計画を基に、事業を実施している。

環境学習

自然環境の保全や環境負荷の低減などの環境問題の理解と解決に向けた行動力を育てる活動のこと。

干ばつ

長期間ほとんど雨が降らず、土壌が著しく乾燥していること。特に、気温が高く、水分の蒸発が激しい地域で発生しやすい傾向がある。

緩和策

気候変動による影響を回避するために、温室効果ガスの排出量を削減し、気候変動を極力抑制する（緩和）するための施策。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量を吸収量と相殺して、実質ゼロとする考え方。日本政府は 2050 年までにこれを達成する目標を掲げている。

合併処理浄化槽

家庭のトイレ・台所・風呂など、すべての生活排水を浄化する装置。

環境保全型農業

気候変動による悪影響を軽減し、農業生産を持続可能にするための農業手法。具体的には、気候変動の影響を評価し、高温・豪雨などに強い品種の導入、栽培技術の改良などの対策を組み合わせることで農作物の品質と収量を維持・向上させる取組みを指す。

気候変動

気温および気象パターンの長期的な変化のこと。太陽活動の変化や大規模な火山噴火による自然現象が原因となる場合もあるが、1800 年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしている。主な原因は、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）の燃焼。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change））

国連の専門機関である世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって 1988 年に設立された国際的な科学機関。主な目的は、気候変動に関する科学的知見を評価し、政策決定者に提供すること。

揮発性有機化合物（VOC）

常温で蒸発し、大気中で気体となる有機化合物の総称。トルエンやキシレン、酢酸エチルなどの多様な物質が含まれる。浮遊粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダント等の大気汚染の原因の 1 つ。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グローバルストックテイク（Global Stocktake : GST）

パリ協定に基づいて各国が定めた温室効果ガス排出削減目標の世界全体の達成状況を評価する仕組み。

クーリングシェルター

熱中症による健康被害を防ぐために、地方公共団体が指定し開放する指定暑熱避難施設のこと。

クールスポット

木陰や公園、公共施設など、暑い日に誰でも涼しく過ごせる場所。熱中症対策にも役立つ。

クールビズ・ウォームビズ

クールビズは、夏期に環境省などが中心となって行われる環境対策などを目的とした衣服の軽装化キャンペーンのこと。ウォームビズは、クールビズの秋冬版で、過度に暖房に頼らず、暖かく働きやすい服装を着用する取組みを指す。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成されるオゾンなどの総称。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼす恐れがあり、農作物などにも影響を与える。

光化学スモッグ

有害物質の光化学オキシダントの濃度が高くなることで、遠くの建物や山に、もやがかかったような状態となる現象のこと。目や喉の粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすこともある。

高効率設備

エネルギー効率の向上やエネルギーの転換によって、既存設備よりも少ないエネルギーで大きな機能や効果を発揮し、エネルギー消費の削減に寄与する設備のこと。

【サ行】

再エネ（再生可能エネルギー）

「自然界に常に存在し」、「枯渇しない」、「CO₂を排出しない（増加させない）」特徴をもつエネルギーのこと。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどがある。

再エネ導入ポテンシャル（再エネポテンシャル）

自然条件・土地利用・制約条件等を踏まえ、地域に導入し得る再エネ設備の推計値のこと。

埼玉県森林 CO₂吸収量認証制度

埼玉県が森林整備活動による CO₂吸収量を認証する制度。社会全体で森林を守り育てる意識の醸成を促進することを目的としており、社会貢献活動として森林整備活動に取り組む企業や団体の実績を「見える化」できる。

埼玉県レッドデータブック

埼玉県内で絶滅の恐れがある動植物をまとめた「レッドリスト」に掲載されている各種の現状を分かりやすく解説した書籍。

酸性雨

二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NOx）の酸性物質が溶け込んだ、通常より強い酸性を示す雨・雪・霧が降る現象のこと。悪影響として、河川や土壌の酸性化による生態系の悪化、金属の錆発生による建造物や文化財への被害などがある。

シェアリングシステム

モノやスペース、移動手段等を共有利用し、保有を最小化して資源・エネルギー消費を抑える仕組み。カーシェアやシェアサイクルなどが代表的である。

資源循環

使用済みの製品等を廃棄せず、資源として再び利用することで、限りある資源を有効に活用し、廃棄物の発生を最小限に抑える考え方・取組みのこと。特に、3R（リデュース・リユース・リサイクル（後述））に取り組むことが重要とされている。

省エネ

同じサービス・快適性を維持しつつ、機器更新や運用改善、断熱・制御の工夫で使用エネルギーを減らすこと。

少子高齢化

出生数の減少と平均寿命の伸びにより高齢者の割合が高まる人口構造の変化のこと。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。排出源は大きく家庭と事業者に分けられる。家庭では賞味期限切れ、食べ残しなどが原因で発生する。

森林再生プロジェクト

間伐・再造林・獣害対策等で森林の公益的機能（防災・水源涵養・吸収源）を回復・強化する取り組み。

次世代モビリティ

AI や IoT などの最新テクノロジーを活用し、環境負荷低減、移動の利便性向上、高齢化社会への対応などを目的とした、次世代の移動手段やサービスの総称。具体的には、電気自動車、自動運転、超小型モビリティなどが含まれる。

自治体排出量カルテ

国が毎年公開する地方自治体ごとの温室効果ガス排出量を見える化した資料。地域ごとの排出状況や削減目標、対策の進捗を把握するために活用される。

循環型社会

資源を効率的に使い、廃棄物を減らし、再利用・再資源化を進めることで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていく経済システムのこと。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムを見直し、持続可能な社会と経済発展を目指す。

水源かん養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画で、我が国は、平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに5度の見直しを行っている。

世界気象機関 (WMO: World Meteorological Organization)

気象、気候、水に関する権威のある科学情報を提供する国連の専門機関。具体的には、地球の大気の状態と動き、大陸と海洋の相互作用、気象とそれが作り出す気候、その結果による水資源の分布などを観測、監視するための国際協力を調整する役割を担う。

ゼロエミッション

温室効果ガスや水質汚濁物質、大気汚染物質などの廃棄物をできる限り再利用・再資源化し、最終的に廃棄物の排出をゼロにすること。

ゼロカーボン

温室効果ガスの排出量を吸収量と相殺して実質ゼロとすること。カーボンニュートラルと同義。

ゼロカーボンシティ

2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにすることを目指して、首長が表明し、計画・実行する地方公共団体を指す。

【夕行】

太陽光発電

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムのこと。太陽光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。現在、日本で多く利用されている住宅用の太陽光発電システムでは、電力会社と電気の売買をする系統連系型と、バッテリーに発電した電気をためながら自ら使う独立系型の二つのシステムに分かれている。

単独処理浄化槽

トイレの排水だけを処理する旧型の浄化槽。台所や風呂の排水は処理できないため、合併処理槽への切替が推奨されている。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出規制が行われている。我が国では、大気、水質、土壌などから検出されている。

脱炭素シナリオ

各種対策・施策の達成及び技術革新が進んだ際の温室効果ガス排出ゼロ（ゼロカーボン実現）に向けたシナリオ。

脱炭素社会

温室効果ガスの排出量を吸収量と相殺し実質ゼロとした社会のこと。カーボンニュートラルと同義で使われることが多い。温室効果ガスの排出量を削減するニュアンスが強く、単に温室効果ガスの排出をゼロにするという意味で用いられることもある。

断熱性

熱の移動を遮断する性能のこと。熱の遮断が高いことを断熱性が高いという。特に住宅においては、断熱材などを用いて、屋内から屋外へ、または屋外から屋内への熱の移動を抑える性能のことを指す。

地産地消

一般的には、地元で生産された農産物や食品を地元で消費することを指す。環境においては、地域の特性を生かしたエネルギー源を効率的に活用し、その地域に必要なエネルギーをまかなう取組みのことを指す。CO₂排出量の削減や、エネルギー代金の市域外への流出防止、災害時のライフラインの確保等のメリットがある。

蓄積変化法

一定期間における期首の炭素量と期末の炭素量を差し引くことで、一定期間における炭素の増減を評価する方法。特に、森林のCO₂吸収量を評価する際に用いられる。

蓄電池

電気を貯めて必要時に取り出す装置（二次電池）。再エネの出力変動対策や、停電時の備え、料金最適化やVPP等に活用される。

窒素酸化物（NOx）

一酸化炭素（NO）や二酸化窒素（NO₂）など、石炭や石油等の燃焼に伴い、空気中の窒素と酸素が結びつくことで発生する物質の総称。光化学スモッグや酸性雨の原因となる、大気汚染物質の1つで、工場や自動車から排出されることが多い。

超小型モビリティ

原付二輪車より大きく軽自動車より小型で、小回りが利き、環境性能に優れた一人～二人乗り程度の車両を指す。公道走行には、国土交通省の認定制度を利用して特定の条件（高速道路の利用不可など）を満たす必要がある。高齢者の移動支援や観光振興、低炭素・集約型まちづくりに貢献することが期待されている。

低公害車

低公害車は、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のこと。例として、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等が挙げられる。

適応策

緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、より良い生活ができるように備える（適応）ための施策。

デマンド型交通

予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通サービスのこと。予約がある場合のみ運行するため、縮小する公共交通機関の代替手段や交通空白地の移動手段確保として有効的である。

電気自動車（EV）

蓄電池の電力でモーターを駆動して走る自動車。走行時にCO₂や大気汚染物質を排出しないため、環境負荷が小さい。

ドローン

空撮・点検・散布・物流・防災などで活用が広がる無人航空機。

【ナ行】

生ごみ処理機

生ごみの量や臭いを減らすために、乾燥や微生物の分解によって生ごみを処理する機器。

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄 (S) や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となる。

二酸化炭素 (CO₂)

炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生成される無色無臭の気体。炭酸ガスとも呼ばれる。現在の大気中には約 0.03%含まれているが、化石燃料の大量消費等エネルギー起源による二酸化炭素の大量排出により、ここ数十年の間に大気中濃度が急速に高まっており、数ある環境問題の中でも最も根深く、かつ解決が困難な地球温暖化問題の原因となっている。

二酸化窒素 (NO₂)

一酸化炭素 (NO) と酸素の作用等により発生する赤褐色の刺激性の気体。比較的水に溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等を引き起こす。

熱中症特別警戒アラート

都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数 (WBGT) が 35 (予測値) に達する場合等に発表するアラート。

熱波

異常に高い気温が昼夜を問わず続く現象のこと。国や地域によって基準が異なる。

農業振興地域

市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域で、農地転用は禁止されている。

農作物残渣

収穫後に生じる根、茎、葉などの不要な植物体。放置すると病害虫の温床になる可能性があるが、適正処理することで堆肥やエネルギーとして再利用が可能である。

【八行】

ばい煙

大気汚染防止法では、物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物 (SO_x)、物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼等の処理 (機械的処理以外) に伴い発生する有害物質をばい煙と定めている。健康や環境に悪い物質が含まれることもあり、規制されている。

バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの (放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。) をいう。」と定義されている。また、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

ばいじん

物を燃やした時に発生する煙やスス・チリ等の中に含まれる微粒子。空気を汚し、吸い込むと健康を害する恐れがある。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している 2.5 μm (マイクロメートル) 以下の小さな粒子のこと。非常に小さい粒子のため、人間の肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている。

フレキシブルな暮らし

フレキシブルとは、英語の flexible に由来する「柔軟な」「しなやかな」「融通のきく」といった意味を持つ言葉。本計画における「フレキシブルな暮らし」とは、人・物・情報が拠点間を柔軟に行き来できる環境が整備され、災害や一人暮らし高齢者の増加などにも対応できる、安心して安全な暮らしを指す。

フロンガス

冷蔵庫やエアコンに使われる気体。大気中に放出されるとオゾン層を壊す原因になる。

プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)

電気とガソリンの両方を使って走行できる車。通常のハイブリッド車 (HEV) と違い、外部電源から充電できるバッテリーを搭載しているのが最大の特徴。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質 (PM) のうち、粒子の直径が 10 μm (マイクロメートル) 以下のもの。慢性の呼吸器疾患の原因とされる。

浮遊物質 (SS : Suspended Solids)

水に溶け切らずに浮遊している直径 2mm 以下の微細な粒子や固形物を指す。動植物プランクトンとその死骸、下水、工場排水等に由来する有機物や金属の沈殿物等が含まれ、水の濁り具合を測る項目となる。

防災行政無線

町が災害情報や避難などの知らせを放送する無線。屋外スピーカーや家庭用受信機で聞くことができる。

【ラ行】**リサイクル (Recycle)**

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組みの 1 つである。

リデュース (Reduce)

製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫なども取組みの 1 つである。

リフューズ (Refuse)

不要なものやごみになるものを受け取らず、購入を控えることで、ごみの発生自体を抑制すること。その実現に向け、必要性を見極めた消費行動や、過剰包装の削減、使い捨て製品に依存しないライフスタイルの形成なども取組みの 1 つである。

リユース (Reuse)

使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発、リマニュファクチャリングなども取組みの 1 つである。

緑肥

土壌を改良して肥料成分を補充するために栽培されるイネ科、マメ科、キク科などの作物。土壌に使用することで、土壌改良や、減肥、病害虫の発生抑制、雑草の生育抑制などの効果が期待できる。

レジリエンス

英語の resilience に由来する「回復力」「復元力」などを意味する言葉。防災・環境分野では、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する用語として使用されることが多い。

【数字・英字】

3R

リデュース (Reduce) 、リユース (Reuse) 、リサイクル (Recycle) の3つのRの総称。

4R

3R (リデュース (Reduce) 、リユース (Reuse) 、リサイクル (Recycle)) にリフューズ (Refuse) を加えた、4つのRの総称で、ごみ減量のための4つの行動理念を意味する。

BAU (Business As Usual)

追加的な対策を取らずに現状を維持した場合を意味する。BAU (現状維持) との比較によって、対策の効果を表す指標。ただし、BAU (現状維持) の場合でも、人口や経済などによる自然状態の変化は見込んだ推計としている。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量のこと。河川の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚濁源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量を mg/L で表したものである。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

COP15 (国連生物多様性条約第15回締約国会議)

2022年にカナダ・モントリオールで開催された国連生物多様性条約締約国会議。昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択された重要な会議。

COP21 (国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)

2015年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議。パリ協定が採択された重要な会議。

COP28 (国連気候変動枠組条約第28回締約国会議)

2023年にアラブ首長国連邦・ドバイで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議。COPで初めて化石燃料からの脱却に向けたロードマップが承認された重要な会議。

ESD (Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育)

持続可能な社会の創り手を育む教育のこと。現代の社会問題を自らの問題として主体的に考え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動を示す。

FIT (Feed-in Tariff : 再エネの固定価格買取制度)

再エネで発電した電気を一定期間・一定価格で電力会社を買取することを国が約束する制度で、再エネ発電の初期普及を後押しする。対象となる再エネ発電は、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電の5つである。

FIP (Feed-in Premium)

再エネで発電した電気を固定価格で買取する FIT とは異なり、発電事業者が市場（卸電力市場など）で売電した価格に、一定のプレミアム（補助額）を上乗せして支援する仕組み。FIT のように国民が賦課金として負担する方式を見直し、再エネを主力電源として自立させるため、市場原理を反映した制度として導入された。

LED (Light Emitting Diode : 発光ダイオード)

電流を通すと発光するダイオード（半導体を素材としてつくられた回路素子）。従来の蛍光灯に比べて消費電力が約 2 分の 1 であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生が少ないことなどから環境負荷が低い発光体として注目され、家庭用にも普及が進んでいる。

PCB (Poly chlorinated biphenyl : ポリ塩化ビフェニル)

不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性に優れた物質で、絶縁油やノーカーボン紙、インクなどに使用されていたが、現在は製造が禁止されている。

PPA (Power Purchase Agreement : 電力購入契約)

太陽光発電設備を所有・管理する PPA 事業者と、企業や自治体などの電力利用者（需要家）との間で結ばれる、電力に関する購入契約。電力利用者（需要家）が土地や屋根などの設置スペースを提供する代わりに、PPA 事業者が初期費用やメンテナンス費用を全額負担する。また、発電された電力は、電力利用者（需要家）が有償で購入する決まりとなっている。

PRTR 制度 (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出制度)

人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出し、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

SDGs (Sustainable Development Goals)

国連が定めた 2030 年までの 17 の目標。貧困、教育、環境、平等など、地球規模の課題解決を目指す。

V2H (Vehicle to Home)

電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド車

(PHEV) に蓄えた電気を家庭で利用するためのシステム。これにより、電気自動車を移動手段としてだけでなく、非常時の電源として活用することが可能となる。

ZEB (ゼブ)

Net Zero Energy Building の略。

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。省エネによって使用エネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味ゼロとしている。

ZEH (ゼッチ)

Net Zero Energy House の略。

快適な室内環境を保ちながら、一般住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロ以下にすることを旨とした住宅。断熱性能を高めてエネルギー消費を抑える「省エネ」と、太陽光発電などによりエネルギーを創り出す「創エネ」を組み合わせることで、エネルギー消費量を正味でゼロ以下とする

